

名古屋市子ども青少年局事業概要

（令和6年度版）

名古屋市子ども青少年局

はじめに

全国的に少子化が進行する中で、本市では、次世代育成支援策に総合的かつ機動的に取り組むため、平成 18 年 4 月に子ども青少年局を設置し、子どもや子育て家庭の支援、青少年の自立支援など、生まれる前から青年期に至るまでの施策や事業を推進しています。

また、平成 20 年 4 月には、子どもの権利を保障し、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現をめざす「なごや子ども条例」を制定しました。その後、平成 31 年 3 月の「名古屋市子どもの権利擁護委員条例」の制定、令和 2 年 1 月の「子どもの権利擁護機関」の設置の流れを踏まえ、子どもは権利の主体であり、子どもの権利を根幹に据えるという観点から、令和 2 年 3 月に「なごや子どもの権利条例」へと改正し、同年 4 月に施行しました。

さらに、「なごや子どもの権利条例」に基づき「なごや子ども・子育てわくわくプラン 2024 名古屋市子どもに関する総合計画」を令和 2 年 3 月に策定しました。

この計画では、めざすまちの姿として「子どもの権利への理解を深め、子どもの権利を守る文化を育むまち」、「子どもの主体性を重視し、子どもの幸福感を大切にするまち」、「子どもの発達などを見据え、自立した大人への成長を支えるまち」、「子どもを生み育てることに喜びを感じられるまち」を掲げ、子ども・若者・子育て家庭に関する施策を総合的かつ計画的に実施することとしています。

今後、子どもの権利を保障し、子どもの視点に立ち、子どもの健やかな育ちと若者の自立を社会全体で支えるまちなごやをめざし、総合的かつ計画的に取り組みを推進していきます。

〔 目 次 〕

1 主な事業の概要	1
★次世代育成支援の推進・総合調整（企画経理課）	1

子育て支援部

★子育て支援（子育て支援課）	3
○子育て家庭への支援	3
○母子保健の推進	5
★子どもの福祉等の推進（子ども福祉課）	9
○社会的養育の推進	9
○障害児等への支援	11
○配偶者からの暴力（DV）被害者等の相談支援	13
○児童虐待の対策	14
○ヤングケアラー支援	16

保育部

★保育事業（保育企画課・保育運営課）	17
--------------------	----

子ども未来企画部

★子ども・親総合支援、ひとり親家庭等への支援（子ども未来企画課）	21
○子ども・親総合支援	21
○ひとり親家庭等への支援	21
○いじめ問題再調査	26
★子ども・若者への支援（青少年家庭課）	27
★放課後施策の推進（放課後事業推進課）	31

（資料編）

2 子ども青少年局の組織	34
3 子ども青少年局の当初予算（令和6年度）	36
4 子ども青少年局の所管施設（令和6年度）	37
5 子ども青少年局のあゆみ	38
6 なごや子どもの権利条例（全文）	46
7 「なごや子ども・子育てわくわくプラン2024 名古屋市子どもに関する 総合計画」の概要	53

（統計編）

8 子ども青少年局の事業統計（令和5年度）	57
-----------------------	----

1 主な事業の概要

★ 次世代育成支援の推進・総合調整

子どもの権利を保障し、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現をめざす「なごや子どもの権利条例」の普及啓発に努めるとともに、「なごや子ども・子育てわくわくプラン 2024 名古屋市子どもに関する総合計画」を推進しています。

また、「子どもの未来全力応援」として、2030 年代に入るまでが少子化傾向を反転できるかのラストチャンスであることを踏まえ、子どもや若者、子育て家庭、社会を対象とした広範な課題に対し、局横断的に対応を行っています。

さらに、社会全体で子育て家庭を支援する機運を醸成するため、事業者と連携した子育て支援策を実施しています。

その他、次世代育成支援を総合的かつ機動的に推進するため、各局が所管する次世代育成支援施策の総合調整を行っています。

1 なごや子どもの権利条例の推進

平成 20 年 4 月に、子どもの権利を保障し、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現をめざすことを目的として施行した「なごや子ども条例」は、子どもは権利の主体であり、子どもの権利を根幹に据えるという観点から、「なごや子どもの権利条例」への改正（令和 2 年 4 月施行）を行いました。

この条例に基づき、保護者、地域住民等、学校等関係者、事業者などで構成する「なごや子ども・子育て支援協議会」を設置し、子ども施策に関する重要な事項について調査・審議を行っています。

条例の理念の普及啓発のため、パンフレットの発行や各種広報誌への掲載、イベントでの広報に努めているほか、子どもの社会参画を促進する取組みとして、条例について理解し、子どもの目線で名古屋の施策や課題に意見を言える子どもたちを育てるために、「なごっちフレンズ」の活動を展開し、名古屋市が行う子どもが主体的に参加する事業の情報提供を行うとともに、条例に規定する主体的に参加する権利及び子どもの参画の促進の具現化に向けて取り組んでいます。

さらに、子どもの権利を守る文化・社会を醸成し、子どもにとって大切な権利の保障を推進するため、令和 4 年 5 月に「子どもの社会参画のよりどころとなる指針」を策定しました。また、子どもの意見を施策へ取り入れやすくするため、市公式ウェブサイト上に子どもを対象としたウェブアンケートを集約する「なごや子どもアンケート」ページを開設し、子どもの社会参画の促進を進めているところです。

2 「なごや子ども・子育てわくわくプラン 2024」の推進

なごや子どもの権利条例に基づき、令和 2 年 3 月に「なごや子ども・子育てわくわくプラン 2024 名古屋市子どもに関する総合計画」（計画期間：令和 2～6 年度）を子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「市町村における子どもの貧困対策についての計画」を包含した計画として策定しました。

この計画では、めざすまちの姿として「子どもの権利への理解を深め、子どもの権利を守る文化を育むまち」、「子どもの主体性を重視し、子どもの幸福感を大切にするまち」、「子どもの発達などを見据え、自立した大人への成長を支えるまち」、「子どもを生み育てることに喜びを感じられるまち」を掲げ、子どもの権利を保障するとともに、子どもの視点に立ち、子どもの健やかな育ちを社会全体で支えるまちをつくるよう、子ども・若者・

子育て家庭に関する施策を総合的かつ計画的に実施しています。

現在、令和7年度からを計画期間とする次期「子どもに関する総合計画」の策定作業を進めております。

3 子どもの未来全力応援

若年人口が急激に減少する 2030 年代に入るまでが少子化傾向を反転できるかのラストチャンスであることを踏まえ、関係局と調整しながら、子どもや若者、子育て家庭、社会を対象とした広範な課題に対し、局横断的に対応を行っています。

令和6年度においては、「子どもの未来全力応援 先導的取組」として、早急に着手・実施すべき事業を行うこととしました。婚活イベントやライフデザインセミナーを開催するとともに、留守家庭児童育成会に対する多子世帯の保護者負担額減免助成、ひとり親家庭等への大学受験料等補助、子どもの体験活動拠点の設置に向けた調査を実施するほか、児童養護施設に配置している自立支援担当職員の配置先を拡充するなど、子ども・若者・子育て家庭を全力で応援し、子育てしやすい社会環境づくりを進めています。

4 子育て支援企業認定・表彰制度

社会全体で子育てしやすいまちづくりを進めるため、子育てにやさしい活動を行っている企業を認定し、その中から特に優れた活動を行っている企業を表彰しています。

★ 子育て支援

子育ての不安感や負担感の軽減を図るため、相談体制や交流活動などの支援を推進し、子どもや子育て家庭にやさしいまちづくりをめざしています。

また、妊産婦や乳幼児の健康の保持・増進及び育児不安などに対応するため、保健指導・健康診査・医療給付などを行い、安心して子どもを生み、健やかに育てるための環境づくりを行っています。

○ 子育て家庭への支援

1 子ども・子育て支援センター（758 キッズステーション）

子育て支援のための中核施設として、子育て家庭が孤立せず誰もが安心して子育てできるよう、市民・企業・行政が連携して子育て家庭を社会全体で支える仕組みづくりを進めることを目的に、平成19年9月ナディアパーク内に開設しました。

主な機能としては、地域ネットワークづくりの拠点として、地域における子育て支援の担い手を育成・派遣し、子育て家庭が孤立しないよう地域の子育て支援ネットワークづくりを推進しています。

また、子育て情報の拠点として、託児付の親支援プログラム講座を始めとした子育てを応援する講座の実施やホームページ・情報誌・情報ガーデン等を通じて子育て情報を発信しています。

そのほか、企業連携の拠点として、子育て家庭にやさしい企業活動の促進のために、企業出前講座を行っています。

2 地域子育て支援ネットワーク事業

地域において、子育て支援関係機関等が連携・協力して、子育て家庭への支援を目的とした活動を行った場合に補助を行っています。

3 赤ちゃん訪問事業

概ね出生後3～7か月までの第1子及びその子を養育している方に、子育てに対する不安感や負担感を軽減するなど、地域において子育て家庭を支援するため、主任児童委員などによる訪問を実施しています。その際に、誕生の祝い品を持参するとともに、地域の子育て支援情報の提供などを行っています。

4 名古屋のびのび子育てサポート事業

子育ての援助を行いたい方（提供会員）と受けたい方（依頼会員）からなる会員組織により、市民同士による子育ての相互援助活動を支援しています。

名古屋のびのび子育てサポート事務局は本部（子ども青少年局子育て支援課内）のほか北、西、中村、昭和、瑞穂、南、守山、名東の8支部を設けています。

5 地域子育て支援拠点事業

子育て親子の交流の場の提供や育児不安などに対する相談援助等を行う地域子育て支援拠点を身近な地域に設置することにより、子育ての不安感、負担感を緩和するとともに、地域の子育て力の向上を図ります。

6 子育て応援拠点事業

子育て親子の交流の場の他、一時預かりや相談支援など、より充実した支援を提供する子育て応援拠点を設置することにより、支援を必要とする子育て親子を支え、子育ての負担感や不安感を軽減するとともに、児童虐待の未然防止につなげます。

7 子どもの遊び場の確保

「どんぐりひろば」の遊具などの設置・補修、「児童遊園地」の遊具などの設置・補修に対する補助など、地域の管理者（町内会、自治会、子ども会等）の理解と協力により、子どもの遊び場の整備を図っています。

8 子どもの医療費助成

18歳に達する日以後の最初の年度末までの子どもにかかる医療費のうち、保険診療による自己負担額（高額療養費及び家族療養附加金等の保険給付がある場合は、それを差し引いた額）の助成をしています。

9 ひとり親家庭等医療費助成

母又は父の前年所得（1月から7月までは前々年所得）が児童扶養手当受給限度額以下の方で、以下の要件に該当する方（生活保護を受けている方は除く）に対して、医療費のうち保険診療による自己負担額（高額療養費及び家族療養附加金等の保険給付がある場合は、それを差し引いた額）を助成しています。

- ① 18歳以下の（18歳に達する日以後の最初の年度末までの間にある）児童を扶養しているひとり親家庭の母または父
- ② ①の母又は父に扶養されている18歳以下の児童
- ③ 両親のいない18歳以下の児童

10 産前・産後ヘルプ事業

妊娠中又は出産後の体調不良等のため、家事・育児が困難な者であって、かつ昼間にその者を介助する者がいない場合にヘルパーを派遣し、家事や育児の援助を行っています。

11 なごや未来っ子応援制度

社会全体で子どもと子育て家庭を支える機運を醸成するため、企業、地域、行政が連携して、以下の取り組みを行うことにより子育て家庭への支援を進めています。

（1）子育て家庭優待カード事業

子育て家庭優待カード「ぴよか」の交付を受けた市内在住で18歳に達する日以後の最初の年度末までの子どもが1人以上いる家庭（妊婦の方を含む）が協賛店に「ぴよか」を提示することによって、協賛店が独自に定める割引等の特典を受けることができる事業を実施しています。

（2）子育て支援キャンペーン事業

協賛店等との協働により、マスコットキャラクターがイベントで制度広報する等、子育て支援キャンペーンを実施しています。

12 子育て家庭への情報提供

子育て家庭に対し、様々な媒体を活用して子育て支援に関連する情報の提供を行い、子育て家庭が利用できる多様なサービスの活用につなげることで、子育ての不安感及び負担感の軽減を図っています。

(1) 子育て応援ブック「なごやっ子」

子育て関連情報を紹介する冊子として、保健センターにおいて妊娠の届出の際に母子健康手帳とともに配付しています。

(2) なごや子育てアプリ NAGOMii(なごみー)

妊婦、就学前の児童がいる保護者を対象とした子育て支援情報を提供するスマートフォン用アプリケーションを配信しています。

13 多胎児家庭支援事業

多胎児の妊娠・出産・育児に伴う保護者の身体的・精神的な負担の軽減を図るため、多胎妊娠期の育児準備講座や乳幼児健康診査・予防接種の同行等の支援を行う多胎児家庭支援事業を実施しています。

14 ナゴヤわくわくプレゼント事業

名古屋市で生まれ育つ子どもと、その家庭を対象として、子育てに必要な物品や家事・育児サービス、施設の利用券等を各家庭のニーズに合わせて選択できる形でプレゼントすることで、子育てを応援するメッセージや地域の子育て支援情報を保護者に伝え、子育て家庭への支援を行っています。

15 妊婦タクシー利用支援事業

妊婦の緊急時の移動に係る身体的・精神的負担の軽減を図るため、母子健康手帳の交付を受けた妊婦に対して、緊急時に使えるタクシー券1万円分を支給しています。

16 名古屋市妊婦・子育て家庭応援金

全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境を整備するため、妊娠期から子育て期まで身近で相談・支援を行う伴走型相談支援と一体的に実施する経済的支援として、妊娠届出後と出生届出後に各5万円の名古屋市妊婦・子育て家庭応援金を支給しています（国の「出産・子育て応援交付金」を活用）。

17 名古屋市子どものインフルエンザ予防接種費用の助成事業

進学や就職などを控えた人生の岐路にある子どもを応援するために、小学校6年生相当の年齢の方、中学校3年生相当の年齢の方、高等学校3年生相当の年齢の方のインフルエンザ予防接種の費用を全額助成（無償化）しています。

○ 母子保健の推進

1 健康診査

(1) 妊婦健康診査

妊婦を対象に、健康診査を委託医療機関等で14回（多胎妊婦は5回追加）実施してい

ます。

(2) 産婦健康診査

産婦を対象に、健康診査を委託医療機関等で2回実施しています。

(3) 乳児一般健康診査

乳児を対象に、原則として生後1か月時と9か月時に各1回の健康診査を委託医療機関等で実施しています。

(4) 新生児聴覚検査

生後6か月以内の乳児を対象に、検査を委託医療機関等で1回実施しています。

(5) 乳幼児健康診査（3か月児・1歳6か月児・3歳児）

各保健センターにおいて、疾病又は異常の早期発見と予防、身体発育や精神発達面等の遅れや障害の早期発見に努め、保健・栄養・歯科の各相談指導を実施しています。

(6) 乳幼児発達相談

各保健センターにおいて、乳幼児健康診査等の結果、障害の疑い又はその可能性があると思われる乳幼児を対象に、身体発育及び精神発達の両面から経過観察を行い、今後の治療及び療育の方向付けに努め、適切な指導を行っています。

(7) 妊産婦歯科診査

妊娠中又は出産後1年以内の妊産婦を対象に、歯科診査を委託歯科医療機関で実施しています。

(8) 先天性心臓疾患児精密健康診査

先天性心臓疾患の疑いのある18歳未満の児童等を対象に、委託医療機関で精密健康診査を実施しています。

(9) 先天性代謝異常等検査

先天性代謝異常等（20疾患）の早期発見のため、市内の医療機関等で出生した新生児を対象に、血液によるマス・スクリーニング検査を実施しています。

2 保健指導等

(1) 母子健康手帳の交付

妊娠・出産・育児に関する母子の健康状態を一貫して記録しておくためのものとして、妊娠届に基づき交付し、併せてマタニティストラップを配布しています。

また、日本語併記の外国語版母子健康手帳（8か国語）も交付しています。

(2) 両親学級（パパママ教室）

妊婦とその配偶者等を対象に、母子保健・出産・育児に関する保健指導、栄養指導及び歯科指導、妊産婦に対して母乳栄養に関する知識の普及と相談を行っています。

また、共働き夫婦に対しては共働きカップルのためのパパママ教室を実施しています。

(3) 子育て講座

妊婦及びその配偶者、子育て中の夫婦等を対象に育児や、家庭内での子どもの事故予防知識の普及啓発や講話・実技指導等を実施しています。

(4) 食育実践支援事業

妊婦及びその配偶者、子育て中の夫婦等を対象に妊娠中の食事のとり方や離乳食・幼児食についての講習会や相談、調理実習を実施しています。

(5) 訪問指導

① 新生児・乳児訪問指導

新生児及び乳幼児に対して、新生児・産婦訪問指導員や保健師が訪問し、発育・栄養・疾病予防及び育児環境の把握、必要な保健指導・子育て支援を実施しています。

② 未熟児訪問指導

未熟児の発育、発達や養育者の心身の健康等に関して、相談・保健指導を実施しています。

③ 妊産婦訪問指導

妊娠、出産、産後の健康状態及び家庭環境等で保健指導が必要な妊産婦に対して母体の健康管理や育児等の相談、子育て支援を実施しています。

④ 子育て支援訪問事業

新生児・乳児訪問指導等ができなかった家庭や、乳幼児健康診査を受診しなかった家庭を訪問し、子どもの発育・発達を確認すると共に必要な支援につなげています。

(6) 思春期保健事業

学校等関係機関との連携により、思春期の子どもたちの心身両面の健康づくりに関する総合的な知識普及や相談を行う思春期セミナーや、同世代の仲間(ピア)によるグループワーク等を通じ、思春期及び次代の親となる子どもの健やかな育ちを支援しています。

(7) 子どもあんしん電話相談事業

夜間の子どもの急な病気や事故などの時に、家庭での応急手当や見守り方、医療機関への受診の必要性などについて、看護師が電話で助言指導をしています。

(8) 子育て総合相談窓口

妊娠や出産、子育てに悩む親とその家族等を対象に各区保健センターにおいて、保健師、妊娠・出産期サポーター等が子育て相談に応じています。母子健康手帳交付時に妊婦面接をし、妊娠期からの切れ目のない支援につなげています。

(9) なごや妊娠SOS

「思いがけない妊娠で困っている」「妊娠したが自分では育てられない」「産みたいが出産の費用がない」など妊娠や産むことへの不安や心配ごとに対して、電話及びメール、LINEで助産師が相談に応じています。

(10) 産後ケア事業

退院直後の入院を要しない程度の心身の不調・育児不安等により、育児困難感がある母子に対して、医療法に定める病院、診療所及び助産所において宿泊型または日帰り型、訪問型による支援を行います。

3 医療給付・研究事業等

(1) 未熟児養育医療給付事業

医師が入院を必要と認めた未熟児に対し、指定医療機関において必要な医療の給付を行っています。

(2) 自立支援医療（育成医療）給付事業

日常生活に支障があり、障害のある児童及び将来の自活に支障をきたす身体的不自由を残すおそれのある疾患のある児童に対し、指定医療機関において必要な医療の給付を

行っています。

(3) 小児慢性特定疾病医療費支給

原則として18歳未満の児童で、対象疾病（788疾病）に罹患しており、都道府県・政令指定都市・中核市等の指定する指定医により、疾患の程度が国の定める基準に該当すると診断された児童に対し、医療費の自己負担分の一部を支給しています。

(4) 不育症検査費用助成事業

既往流死産回数が2回以上の方に対し、流死産検体を用いた遺伝子検査（次世代シーケンサーを用いた流死産絨毛・胎児組織染色体検査）であって先進医療として実施されるものについて、その費用の一部を助成しています。

(5) 不育症・不妊症相談事業

流産を繰り返すいわゆる習慣流産（不育症）および不妊症に関する専門相談窓口を設置し、不育症や不妊症に悩む女性や家族等の不安を軽減し、支援の強化を図っています。

★ 子どもの福祉等の推進

子どもの権利を擁護し、その最善の利益を追求するために、家庭環境に恵まれない子ども、障害のある子どもなど、援助の必要な子どもと家庭に対して支援を行っています。

また、令和3年3月に策定した「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第4次）」に基づき、配偶者からの暴力防止及び被害者支援のための施策を実施するとともに、被害者の自立に向けた福祉的支援を実施しています。

さらに、深刻化する児童虐待問題に対応するため、平成25年4月に施行された「名古屋市長児童を虐待から守る条例」に基づき児童虐待対策を強力に進めることとし、児童相談所や区役所・支所の体制強化等に取り組むとともに地域や関係機関との連携を含めた児童虐待対策の総括的な企画・調整を行っています。

○ 社会的養育の推進

1 児童福祉施設

家庭環境に恵まれない子どもや保育を必要とする子どもには、適切な環境が必要であり、障害のある子どもには、適切な指導と快適な環境が必要です。

	(施設種類)	(対象)	(目的)
社会福祉事務所	助産施設	…保健上入院助産が必要であるが経済的に困難な妊産婦	…入所して助産を受けます。
	保育所	…保育を必要とする乳幼児	…必要な時間保育を受けます。
	幼保連携型認定こども園	…教育並びに保育を必要とする乳幼児	…必要な時間教育並びに保育を受けます。
	母子生活支援施設	…保護を要する母子家庭	…入所して保護を受けるとともに自立に必要な指導・援助を受けます。
	児童発達支援センター	…障害のある児童	…通園して自立に必要な支援を受けます。
児童相談所	乳児院	…保護者のない乳児、家庭の事情のために養育に欠ける乳児	…入所して養育を受けます。
	児童養護施設	…保護者の監護を受けられない児童や虐待を受けている児童	…入所して保護を受け、あわせて自立の支援を受けます。
	福祉型障害児入所施設	…障害のある児童	…入所して保護を受けるとともに自立に必要な知識・技能を身につけます。
	医療型障害児入所施設	…障害のある児童	…入所して保護・治療を受けるとともに自立に必要な知識・技能を身につけます。
	児童心理治療施設	…社会生活への適応が困難となった児童	…入所または通所し治療を受けます。
	児童自立支援施設	…不良行為をなし、又はなすおそれのある児童等	…入所して必要な指導により、自立に必要な支援を受けます。

※保育所、認定こども園については保育事業の項（17 ページ）を参照

2 里親

里親制度は、家庭環境に恵まれない子どもを、理解と熱意があり里親登録された家庭に委託して養育する制度です。令和6年4月現在、本市には里親 354 世帯が登録されています。

また、里親支援体制の強化を図るため、令和6年4月から里親養育包括支援機関委託事業を本格実施しています。

3 児童福祉センター

本市では、児童福祉の総合施設として児童福祉センターを設置しています。児童福祉センターには、中央児童相談所、中央療育センター、児童心理治療施設及び発達障害者支援センター（りんくす名古屋）が設置されています。

（1）中央児童相談所

子どもに関するあらゆる相談に応じ、子どもとその家族について必要な調査・判定及び指導を行っています。千種・東・北・中・昭和・守山・名東区を担当区域としています。

（2）中央療育センター

障害のある子どもの早期発見・早期療育の中核的機能を果たしています。医師、保健師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、セラピスト等を配置し、障害の相談、指導、診断、検査及び判定を行い、その障害に応じた適切な療育訓練を行います。中央療育センターには、就学前の障害のある子どもを対象にした次の施設があります。「みどり学園」は、主に知的に障害のある子どもの基本的な生活能力及び集団への適応性の向上をめざした療育を行っています。「わかくさ学園」は、主に体が不自由な子どもに理学療法や作業療法による訓練及び生活指導を行っています。「すぎのこ学園」は、主に聴覚・言語障害のある子どもに聴能・言語訓練及び保育を行っています。

（3）児童心理治療施設

児童心理治療施設「くすのき学園」は、入所部と通所部があり、不登校、家族の中での不適応・関係不調、被虐待、集団不適応等の心理的な困難を抱えた子どもに対して、心理療法、生活指導及び学校教育による総合的な援助を行っています。

（4）発達障害者支援センター（りんくす名古屋）

自閉症等の特有な発達障害を有する障害児（者）に対する支援の拠点として、平成18年4月に設置され、ライフステージを通じて当事者及び家族、関係機関等を支援するネットワーク作り、必要な情報発信、支援者研修などの事業を行っています。

4 西部児童相談所・東部児童相談所

本市2か所目となる西部児童相談所を平成22年5月に、3か所目となる東部児童相談所を平成30年5月に開設しました。子どもに関するあらゆる相談に応じ、子どもとその家族について必要な調査・判定及び指導を行っています。西部児童相談所は西・中村・熱田・中川・港区を、東部児童相談所は瑞穂・南・緑・天白区を担当区域としています。

5 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）

児童養護施設等を退所して就職した子ども等のうち、なお援助の必要な者に、起居を共にしながら対人関係・就労意欲・日常生活などについての相談援助を行い、社会的自立の促進を図っています。

6 地域子ども相談室（児童家庭支援センター）

より身近なところで、保護を要する子どもの問題や虐待などについて相談に応じたり、児童相談所の委託を受けて継続的に子どもや家庭を指導しています。

7 子どもの短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者が疾病等の社会的な理由により家庭において子どもの養育が一時的に困難となった場合、乳児院、児童養護施設、里親家庭で一時的に養育します。

8 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）

保護者のいない児童や保護者が養育できない児童を事業者の居住する住居において養育することで、家庭と同様な養育環境の中で児童間の相互作用を生かしつつ、豊かな人間性及び社会性を育み、児童の自立を支援しています。

9 児童養護施設等退所児童就労支援事業

児童養護施設等に入所している児童が施設退所後に自立して安定した生活を送れるように、自立援助ホーム等を運営している法人が行う施設退所前後における就労に関する相談・支援事業に対して、補助を行います。

10 施設等入所児童の自立支援事業

施設に入所する児童の特性を踏まえ、個別に支援する専任の職員を配置するため、児童養護施設 12 か所及び自立援助ホーム 3 か所に対して補助を行い、児童の社会的自立を支援しています。

また、児童養護施設等を退所して就労する児童が無理のないステップで自立できるよう、市営住宅等を活用した社会的養育ステップハウス事業を実施しているほか、令和 5 年度から、児童養護施設等退所者への未来応援金事業を実施しています。

○ 障害児等への支援

1 地域療育センター

地域療育センターは、障害のある子どもが身近な地域で療育を受けられるように診療所と児童発達支援センターを一体的に運営しており、発達相談、診察や訓練、発達支援などを行う専門機関として、市内 5 か所に設置されています。令和 2 年 7 月からは、東部地域療育センター、令和 5 年 7 月からは、南部地域療育センターにおいて、地域支援・調整部門を設置し、運営しています。また、令和 5 年 7 月からは、中央療育センター、令和 6 年 7 月からは、西部地域療育センター及び北部地域療育センターにおいて、初診前サポート事業を実施しています。

名 称	担 当 区 域
中央療育センター	中・昭和・瑞穂・熱田・天白区
西部地域療育センター	中村・中川・港区
北部地域療育センターよつば	東・北・西区
南部地域療育センターそよ風	南・緑区
東部地域療育センターぼけっと	千種・守山・名東区

2 児童発達支援

在宅の障害のある未就学の子どもが、日常生活における基本的動作を習得するとともに、集団生活に適応することができるよう身体及び精神の状況や環境に応じて適切な指導及び訓練を行っています。

3 医療型児童発達支援

在宅の肢体不自由児が、日常生活における基本的動作を習得するとともに、集団生活に適応することができるよう身体及び精神の状況や環境に応じて適切な指導、訓練及び治療を行っています。

4 放課後等デイサービス

学校（幼稚園・大学を除く）に就学している障害のある子どもが、生活能力の向上のために必要な訓練を受けるとともに、社会との交流を図ることができるよう身体及び精神の状況や環境に応じて適切な指導及び訓練を行っています。

5 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害の状態その他これに準ずる状態にある障害児であって、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な子どもの居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練等を行うものです。

6 保育所等訪問支援

保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等（以下「保育所等」）を現在利用中の障害のある子どもが、保育所等における集団生活適応のため専門的な支援が必要な場合に、保育所等訪問支援事業者が保育所等を訪問し、集団生活への適応及び安定した利用を促進するための支援を行っています。

7 障害児相談支援

障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に、障害児の心身の状況や置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの利用計画の作成・見直し等の支援を行っています。

8 障害児入所支援

障害児入所施設に入所または指定発達支援医療機関に入院する障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行っています。また、障害児のうち肢体不自由児に対してはあわせて治療も行っています。

9 いこいの家事業

市内 16 か所において、言葉や心身の発達に特性のある子どもとその親に対して療育訓練や相談助言を行うとともに、親相互の親睦を図っています。

10 児童発達支援センターの利用者負担軽減

中央療育センターや地域療育センター等において障害のある子どもの療育等を実施するにあたり、早期療育の機会を保障するとの観点から児童発達支援センターの利用者負担（食費等実費）について、本市独自軽減を実施しています。

11 障害児施設等利用者負担額の無償化

令和元年10月から、幼児教育・保育の無償化に伴い、3歳児から5歳児に係る障害児等利用者負担額について無償化を実施しています。

さらに、令和4年10月からは、3歳未満児の障害児等利用者負担額についても、本市独自に無償化を実施しています。

12 発達障害者支援

発達障害者支援センター（りんくす名古屋）において、発達障害に関するさまざまな問題についての相談に応じ、適切な指導・助言を行っているほか、支援者養成のための研修等の実施や発達障害についての理解を深めるための啓発に努めるとともに、関係機関との連携強化を進めています。

また、名古屋市立大学と連携して、医療・福祉・教育が一体となった発達障害に関する知見の蓄積と発達障害児者への支援を実施します。

13 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業

身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度・中等度の難聴児に対して、補聴器の購入に必要な費用の一部を助成し、難聴児の言語訓練と生活適応訓練の促進を図っています。

14 医療的ケア児の支援に関する連携の推進

人工呼吸器の装着又はたんの吸引や経管栄養など、医療的ケアを必要とする障害児とその保護者が安心して地域生活を送ることができるよう、名古屋市医療的ケア児ネットワーク会議を設置し、支援に関わる各関係機関（医療・保健・障害福祉・児童福祉・教育等）の連携を進めるとともに、医療的ケア児支援サイトを開設し、情報発信を行うほか、医療的ケア児支援コーディネーターへの助言を行う医療的ケア児支援スーパーバイザーモデル事業を実施しています。

15 在宅人工呼吸器使用者への非常用電源装置購入補助事業

人工呼吸器を使用する在宅の障害児者及び難病患者等が、災害による大規模な停電発生時において生命を維持する上で必要となる非常用電源装置等の購入に係る費用の全部又は一部について補助することにより、障害児者及び難病患者等が災害発生時において安心して生活を送ることができる環境づくりを行います。

○ 配偶者からの暴力（DV）被害者等の相談支援

1 女性と子どもの福祉的支援

各区役所・支所に相談員を配置し、配偶者からの暴力（DV）被害者及びその他の女性の自立支援にかかる相談及び援助を行っています。

2 配偶者暴力相談支援センター業務

平成19年度に配偶者暴力相談支援センター業務を開始し配偶者からの暴力（DV）被害者からの相談を受け、保護命令の申立てに対する支援や関係機関との総合的な調整等を行っています。土日祝日は民間団体へ委託してDV被害者ホットライン事業を行い、切れ目のない支援を行っています。また、相談につながりやすくするため、民間団体へ委託してDV被害者SNS相談事業を行っています。

3 緊急時における安全の確保

一時保護前に緊急に保護を必要とする女性・母子等に対し、一時的に民間宿泊施設に宿泊させる緊急宿泊事業を行っています。また、男性等DV被害者については、安全確保事業を行っています。このほか、民間一時保護施設(シェルター)を運営する団体に対して補助金を交付しています。

4 配偶者からの暴力(DV)被害者とその子ども等の生活支援

一時保護所等を退所した配偶者からの暴力(DV)被害者とその子ども等の生活を支えるため、中期滞在支援事業及び裁判所等への付添等を行う見守り・同行支援事業のほか、親子関係の回復などをめざす親子支援プログラム事業や専門家等による心理的ケアが必要な親子に対して親子カウンセリング事業を行っています。

また、配偶者からの暴力(DV)被害者同士が集まり、体験や感情を共有し、情報交換することにより、精神的な回復を図るサポートグループ事業を行っています。

そのほか、通訳を必要とする配偶者からの暴力(DV)被害者や児童の相談・保護等に適切に対応し、安心して生活することができるように、通訳派遣事業を行っています。

○ 児童虐待の対策

1 主な児童虐待防止事業

(1) 児童虐待防止の広報啓発

名古屋市児童を虐待から守る条例で定める「児童虐待防止推進月間」(5月・11月)に市民を対象とした啓発イベントを実施しています。また、子ども・子育ての相談カードや啓発用パンフレット、ポスター等を作成、配布し、市民や関係機関などの関係者への広報啓発を行っています。

(2) 子ども電話相談事業(なごやっ子SOS)

児童虐待に限定せず、子育ての悩みや不安に関する相談を受け付け、児童虐待の発生予防及び早期発見を図る電話相談事業を実施し、24時間・365日対応しています。(電話番号: 761-4152)

(3) 親子のための相談LINE

子育てや親子関係について悩んだとき、子ども(18歳未満)とその保護者の方などが相談できる窓口として、SNSを活用した相談事業を実施し、24時間・365日対応しています。

(4) 関係機関との連携

児童虐待やいじめなど子どもに関する問題について、関係機関が必要な情報交換を行い、支援の内容について協議を行う「なごやこどもサポート連絡協議会」を設置しています。また、各区単位で「なごやこどもサポート区連絡会議」を設置し、地域レベルでの関係機関の連携を行うとともに、個別ケースの状況把握や支援内容の検討などを実施しています。また、児童虐待対応業務システムを活用し、児童相談所、社会福祉事務所、保健センター等の関係機関が情報共有を迅速・的確に行うことにより、一層の連携強化を図っています。

(5) 養育支援ヘルパーの派遣

養育上の支援が必要な家庭に対し、子どもの安全確認を行うとともに、保護者の家事・育児技術の向上と家庭における養育環境の改善を図るために、養育支援ヘルパーを派遣しています。

(6) 特定妊婦訪問支援事業

精神的な不安や養育環境上の問題などを抱えていることから、出産後の養育について、

出産前から支援を行うことが必要な妊婦に対し、助産師の継続的な家庭訪問による支援を行う事業を実施しています。

(7) 家庭復帰支援事業

児童虐待により、施設入所している児童とその保護者に対し、家族再統合プログラムを活用して、児童の家庭復帰を援助しています。

(8) 児童虐待再発防止のための保護者支援事業

児童虐待により児童相談所が在宅で継続的に指導を行うことが必要な家庭に対し、保護者支援プログラムを用いて、暴力や暴言を使わずに子どもを育てる方法などを保護者が習得できるように支援する事業を実施しています。

(9) なごやすくすくボランティア養成講座

児童虐待の予防を目的として、地域における子育て家庭の見守りや子育て支援活動へ参加していただくボランティアの養成講座を実施しています。

(10) 児童虐待発生予防のための保護者支援事業

子どもとの関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、子育てへの意欲や希望を向上させるとともに、親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方等の知識や方法を身につけるため、保護者の心情に寄り添ったカウンセリングやペアレントトレーニングを実施しています。

(11) 動物介在・療法事業（アニマルセラピー）

一時保護児童及び児童虐待等に係る聞き取り（司法面接）対象児童のストレス軽減を図るため、犬とのふれあい事業を主に中央児童相談所にて実施しています。

(12) 委託一時保護における精神科医療機関との連携強化

精神科医療機関による入院治療が必要とされる児童の受け入れに対し、受入加算制度を令和5年度に創設しました。

(13) 通訳等派遣事業の実施

一時保護児童の保護者等のうち通訳又は翻訳が必要な場合における通訳等派遣事業を実施しています。

2 児童相談所の体制強化

令和5年度の児童相談所における児童虐待相談対応件数は3,490件、被虐待児童の一時保護件数は1,216件となり、高い水準で推移しています。児童虐待事案に対して迅速・的確に対応するため、主に以下の体制強化を図っています。

(1) 緊急介入・初期対応班の設置

各児童相談所に「緊急介入・初期対応班」を配置し、児童相談所における緊急介入体制の総合力・機動力を向上させ、児童の安全確保を最優先とした迅速な一時保護を行っています。

(2) 愛知県警との連携

中央児童相談所に現職警察官1名、各児童相談所に警察官OBの警察連絡調整員を各1名配置し、警察機関との連絡調整、安全確認、立ち入り調査等を円滑にかつ効果的に行っています。また、平成31年1月に協定を締結し、児童相談所が受け付けた児童虐待事案全件について、情報共有を行っています。

(3) 弁護士資格を持つ担当課長の配置

児童虐待対応における安全確認、一時保護の実施や支援困難な保護者との面接、相談業務等において、法的対応の助言、指導を行うため、各児童相談所に弁護士資格を持つ任期付職員を担当課長として配置しています。

(4) 児童福祉司等の増員

令和6年度に児童福祉司9人（区役所・支所との兼務児童福祉司6人を含む）、児童心理司3人を増員しました。

3 区役所・支所の体制強化

平成18年度から、市民に身近な窓口である区役所に児童虐待防止などを担当する組織を設け、児童相談所と連携しつつ、子どもの安全確認や地域での見守りなどに取り組んでいます。また、平成25年度から区役所・支所に児童虐待対応支援員を配置するとともに、児童相談所との兼務の児童福祉司を順次配置し、虐待対応体制を強化してきました。さらに、教育と福祉の連携強化に向け、令和5年4月には全区役所・支所に子ども応援委員会のスクールソーシャルワーカーを併任配置するとともに、6区において児童相談所との兼務の児童福祉司を増員しました。

令和6年4月には、福祉・保健・教育の連携により妊娠期から学齢期まで誰一人取り残さない福祉的支援を実施するため、3区において統括支援員を配置し、こども家庭センターを設置するとともに、連携による支援体制の整備を実施しています。

○ ヤングケアラー支援

ヤングケアラーに関する理解や認識を高めるため、各関係機関の取組等に関して情報共有等を行い、一体となって支援を行うための連絡調整を行うとともに、広報啓発や関係機関・支援者向けの研修を実施しています。

また、SNS等を活用し、ヤングケアラーが悩みや問題を気軽に相談できる窓口の設置やイベント等を実施します。

★ 保育事業

保護者の就労、病気等の理由により、保育を必要とする就学前の子どもについて、保育所、認定こども園、地域型保育事業での保育を行うとともに、子ども・子育て支援新制度施行に伴い、「子どものための教育・保育給付」を行っています。

また、賃貸物件を活用した保育所等の設置を行うなど、待機児童対策に取り組んでいます。

さらに、核家族化の進行、女性の社会進出、就労形態の多様化等により、様々な保育サービスが求められていることから、保育の質の確保を図りつつ、延長保育事業、休日保育事業、一時保育事業、病児・病後児デイケア事業など多様な保育サービスの提供に努めるとともに、地域子育て支援センター事業の実施など子育て支援機能の充実を進めています。

その他、認可外保育施設への立ち入り調査、指導監督を実施する等、児童福祉の向上に努めています。

1 保育所・認定こども園

保護者の就労、病気等の理由により、保育を必要とする就学前の子どもを保育する施設として、保育所・認定こども園が設置されています。

(1) 保育所

国及び市の定める設備や職員配置等の基準を満たし、保育所保育指針に基づいた保育を行っています。

(2) 認定こども園

国及び市の定める設備や職員配置等の基準を満たし、幼保連携型認定こども園教育・保育要領等に基づいた教育・保育を行っています。なお、保育の必要性のない子どもの受入れを行っている施設もあります。

利用者負担額については、その世帯の市民税額により決定していますが、国が定める利用者負担額の一部を市費で負担することにより保護者負担の軽減を図るとともに、18歳未満の子どもを3人以上養育している方に対し、第3子以降で3歳に達する日以後の最初の年度末までの子どもの利用者負担額の無料化を実施しています。また、多子及び低所得世帯の利用者負担額のさらなる軽減を実施しています。

さらに、令和元年10月からは、幼児教育・保育の無償化として、3～5歳のすべての子ども及び0～2歳の住民税非課税世帯の子どもを利用料負担額の無料化を実施しています。

2 地域型保育事業

保護者の就労、病気等の理由により、保育を必要とする0～2歳の子どもを、原則19人以下の少人数の単位で保育する事業所として、地域型保育事業が設置されています。

なお、利用者負担額及び利用申込み手続については、保育所と同様です。

(1) 小規模保育事業

国及び市の定める設備や職員配置等の基準を満たし、1か所あたり6～19人の定員で、保育所保育指針に準じた保育を行っています。

(2) 家庭的保育事業

国及び市の定める設備や職員配置等の基準を満たし、1 か所あたり 5 人以下の定員で、保育所保育指針に準じた保育を行っています。

(3) 事業所内保育事業

国及び市の定める設備や職員配置等の基準を満たし、事業所の保育施設等で、保育所保育指針に準じ、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育しています。

(4) 居宅訪問型保育事業

国及び市の定める設備や職員配置等の基準を満たし、1 か所あたり 1 人を定員とした、原則、医療的ケアを必要とする子どもで、集団保育が著しく困難であると認められる子どもを対象に、居宅において保育所保育指針に準じた保育を行っています。

3 保育所等利用待機児童対策

令和 6 年 4 月 1 日現在で、国の調査要領に基づく保育所等利用待機児童数は 11 年連続 0 人となりましたが、特定の保育所等を希望する等の理由により保育所等を利用できていない方が 1,121 人いることに加え、保育ニーズが増加している実情を踏まえ、必要な地域を精確に見極めたうえで、賃貸物件を活用した民間保育所等の設置や既存施設を活用した整備を行うなど、様々な手法により引き続き待機児童対策を進めています。

令和 6 年度には、賃貸物件を活用した民間保育所等 1 か所の設置、既存施設を活用した整備を 5 か所実施するとともに、「保育案内人（ほいくあんないびと）」の全区・支所配置等、個々のニーズに即した、きめ細やかな相談支援を実施しています。

また、待機児童対策を進める上で保育士の確保が必要不可欠であるため、保育士確保に向けた取り組みとして、保育士資格の取得支援とともに、「民間保育所等保育士宿舎借上げ支援事業」等の保育士確保対策を実施しています。

4 私立幼稚園における預かり保育拡充事業

私立幼稚園が、保育所等の利用基準に準じた保育を必要とする園児を対象に、教育時間終了後の夕刻や夏休み等に預かり保育を行った場合に補助する事業を実施しています。

5 保育案内人（ほいくあんないびと）

保育所等の利用を希望する保護者等に対して、多様な保育サービスの内容や幼稚園などの情報を幅広く提供し、個々のニーズに即した、きめ細やかな相談支援を専門的に行う「保育案内人（ほいくあんないびと）」を、全 16 区役所・6 支所に配置しています。

6 多様な保育サービス

多様化する保育ニーズに応えるため、次のように保育サービスの充実を図っています。

(1) 延長保育事業

概ね午後 7 時（一部の保育所等では概ね午後 8 時、概ね午後 10 時、概ね午前 0 時）までの延長保育を行っています。

(2) 夜間保育事業

夜間に、保護者の就労等で保育を必要とする乳幼児の保育を行っています。

(3) 休日保育事業

保育所等が休みとなる日曜、祝日に保護者の勤務等により保育ができない場合の保育ニーズに対応するために、各区1か所で行っています。

(4) 産休あけ保育

働く母親が出産後も継続して勤務できるように産休あけ（原則として生後 57 日目）からの保育を行っています。

(5) 障害児保育

障害児と健常児が共に育つ、統合保育の理念に基づき、集団保育になじむ、中・軽度の障害児を受け入れています。

(6) 医療的ケア児保育支援事業

医療的ケア児の受け入れを促進するため、保育所等の体制整備を支援する事業を実施しています。

(7) 産休あけ・育休あけ保育所等入所予約事業

産休あけ・育休あけの職場復帰の時に利用する保育所等をあらかじめ予約できる制度を実施しています。

(8) 一時保育事業

保護者の就労形態の多様化に伴う一時的な保育（非定型）や保護者の傷病などによる緊急時の保育（緊急）、新たな気持ちで育児に取り組むための利用（リフレッシュ）を行う事業を実施しています。

また、公立保育所では、現行の職員体制や施設設備等の既存の資源を活用し、リフレッシュ保育に特化した「リフレッシュ預かり保育事業」や区役所や保健センター等と連携し、育児不安等のある世帯を週1～2回の定期的な預かり保育につなぐ「未就園児の定期的な預かりモデル事業」を実施しています。

(9) 一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）

幼稚園または認定こども園（以下「幼稚園等」）に在籍する、名古屋市内に住所を有する満3歳以上の幼児で、教育時間の前後や夏休み等に当該幼稚園等で一時預かり保育を行う事業を実施しています。

(10) 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）

預かり保育を実施している幼稚園で、原則平日の8時間、名古屋市内に住所を有する保育の必要性があると認定を受けた2歳児を受け入れています。

(11) 24時間緊急一時保育事業

突発的な保護者の病気や事故、または急な残業や出張、育児不安などで一時的に保育ができない場合の保育ニーズに対応するために、認可保育所において24時間365日、未就学児を受け入れる事業を実施しています。

(12) 病児・病後児デイケア事業

医療機関型では、病気または病気回復期にあり集団保育が困難な0歳から小学校6年生までの子どもを、医療機関等に付設された専用スペースにおいて一時的に預かる事業を実施しています。

また、単独型及び保育所型では、病気回復期にある0歳から小学校3年生までの子どもを対象として、事業を実施しています。

(13) 認定こども園等幼児教育振興事業

認定こども園または施設型給付費の支給を受ける私立幼稚園における幼児教育の機会均等及びその振興を図る目的で、教育用及び子どもの安全管理にかかる設備・備品等を

購入するための費用を補助する事業を実施しています。

(14) 実費徴収にかかる補足給付事業

経済的に困難な家庭を支援することを目的として、就学前の教育・保育施設に必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用等について、その一部を支給する事業を実施しています。

(15) 認定こども園特別支援教育・保育事業

認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業を実施しています。

(16) 子育て支援施設等利用給付の支給（利用料の無償化）

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、保育を必要とする3～5歳の子ども及び0～2歳の住民税非課税世帯の子どもの幼稚園等の預かり保育事業や認可外保育施設等の利用料について、上限の範囲内で給付費を支給しています。

(17) 多様な集団活動事業の利用支援

幼児教育・保育の無償化の給付を受けていない満3歳以上の小学校就学前の児童が、地域において多様な集団活動を実施する対象施設等を利用する場合に、利用料の一部を給付する事業を実施しています。

7 地域子育て支援センター事業

保育所等を地域における子育て支援センターとして位置づけ、子育て親子の交流の場の提供及び交流の促進、地域の子育て等に関する相談・援助の実施、地域の子育て関連情報の収集及び提供、子育て及び子育て支援に関する講習等の実施、地域及び関係機関との協力・連携等を行っています。

8 エリア支援保育所事業

公立保育所は、社会福祉法人への移管または統廃合を進め、78か所まで集約化し、保育の質の向上と、地域の子育て家庭への支援に取り組んでいくため、「エリア支援保育所」として機能強化を図りつつ、リニューアル改修等を進めることとしています。

エリア支援保育所は、民間保育所等と一体となって保育の質を高め合うとともに、地域の全ての子どもや子育て家庭を支援するために、研修等の事業の企画、調整及び関係機関同士のネットワーク構築のためのコーディネート等を行っています。

★ 子ども・親総合支援、ひとり親家庭等への支援

さまざまな悩みや心配を抱える子どもや親に対して総合的に支援するとともに、子どもたちが課題や困難に直面しても夢や希望を持って将来に向かって生きる力を育むための支援を発達段階に応じて行う「子ども・親総合支援」を推進してまいります。

また、ひとり親家庭等の自立を促進し子どもの健やかな成長を支援するため、「第4期ひとり親家庭等自立支援計画」（計画期間：令和2～6年度）に基づき、就業支援や経済的支援など総合的な支援に取り組んでまいります。

○ 子ども・親総合支援

1 家庭訪問型相談支援事業

さまざまな悩みを抱える子どもや保護者に対し、家庭訪問による相談を行い、子どもや保護者の孤立化を防ぎ、寄り添いながら悩みを聞き、不安等を軽減することで、子どもが自分の将来に意欲をもてるようになるための支援を行います。

2 子どもの権利擁護機関

名古屋市子どもの権利擁護委員条例に基づく子どもの権利擁護機関として、名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」を設置・運営しています。なごもっかでは、子どもの権利を守る文化及び社会の形成をめざし、子どもの最善の利益を確保するため、子どもの権利の侵害に対して、子どもや保護者などからの相談・申立てや、自己の発意に基づき子どもの権利の保障をはかるとともに、子どもの権利に関する普及啓発を広く推進しています。令和5年度から子どもが相談しやすいように相談時間を変更するとともに、はじめて相談する子ども向けにLINEによる来所相談の予約受付を行っています。

3 その他

「高校生世代への学習・相談支援事業」や「ナゴヤ型若者の就労支援」などの事業も含め、「ナゴヤ子ども・親総合支援庁内連絡会議」で協議しながら、子ども・親総合支援の推進を図ります。

○ ひとり親家庭等への支援

1 母子・父子家庭相談

各区役所・支所に母子・父子自立支援員を配置し、母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の生活一般や児童の養育に関すること、職業能力の向上及び求職活動の支援に関すること、経済的支援に関することなど総合的な相談・指導を行っています。

また、より身近なところでひとり親家庭の様々な相談に応じ、必要な指導や支援を行うなどの相談体制を強化するため、母子・父子自立支援員と連携して、家庭訪問等を行うひとり親家庭応援専門員を配置しています。

2 母子父子寡婦福祉資金貸付金

母子家庭の母及び父子家庭の父の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的として、母子福祉資金及び父子福祉資

金の貸付けを行っています。また、寡婦等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、寡婦福祉資金の貸付けを行っています。

3 寡夫世帯への貸付事業

寡夫等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、寡夫福祉資金の貸付けを行っています。

4 母子家庭等自立支援センター事業

母子家庭の母等の自立を支援することを目的として、就業支援や養育費等の相談に関する事業を、愛知母子・父子福祉センター（本市と県及び県内中核市の合同事業）において行っています。また、名古屋市在住のひとり親家庭の就業支援・相談の拠点として、ひとり親家庭就業自立支援センタージョイナス.ナゴヤを運営しています。

（1）就業支援関係

① 就業促進活動

就業支援員を配置して、企業等への雇用啓発、求人開拓を行っています。

② 求人情報提供

就業促進活動で得た求人情報等を提供しています。

③ 就業支援講習会

ライフプランや在宅就業に関する知識を身に付けるガイダンス講習や就業に有利な資格・技術の習得の支援を目的とした講習会を実施しています。

④ キャリアカウンセリング

適性、能力、希望や過去の職歴などに応じた職業選択の方法やキャリアアップの方法について、専門資格を持ったキャリアカウンセラーによるカウンセリングを実施しています。

⑤ 心理カウンセリング

心理的なケアが必要とされる相談者に自立に向けた専門的な支援を行っています。

（2）その他（愛知母子・父子福祉センターのみで実施）

① 法律相談事業

経済上の問題などについて弁護士による相談を行っています。

② 養育費相談事業

相談員による電話相談及び司法書士等による面接相談、書類作成支援、同行支援を行っています。

③ 電話相談

生活や育児等の悩み事の相談を行っています。

5 養育費に関する公正証書作成費等補助事業

養育費が不払いになった際に、強制執行を可能とするための債務名義取得を目的とする公正証書の作成や家庭裁判所での調停等にかかる費用を補助しています。

6 養育費保証料補助事業

ひとり親家庭の方が養育費を確実に受け取ることができるよう支援するため、保証会社と養育費保証契約を締結する際に負担した費用を補助しています。

7 自立支援教育訓練給付金

就職・転職・スキルアップのために「資格がとりたい」、「技能を身につけたい」というひとり親家庭の母又は父が指定を受けた講座を受講した場合に、受講料の60%（上限あり。雇用保険の教育訓練給付金を受給できるときはその受給額を差し引いた額。また修了後1年以内に資格取得等し、就職等した場合、受講費用の25%を追加支給。（上限あり。最大85%の支給。））を支給しています。

8 高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の母又は父の修学期間中の生活の安定を図るため、6月以上所定の資格取得のために養成機関で修学する場合に、毎月一定額を支給しています。（上限4年）
また、修学修了後、修了支援給付金を支給しています。

9 高等職業訓練促進資金貸付事業

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関で修学するひとり親家庭の母又は父に対し、資格取得を促進し、自立の促進を図るため、事業主体である愛知県母子寡婦福祉連合会を通じて入学準備金・就職準備金・住宅支援資金の貸付けを行っています。

10 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の親子の就職を困難にしている学歴の問題を解消し、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験に向けた講座受講費用の一部を支給しています。

11 児童手当

中学校修了前までの児童を養育している方に対して児童手当を支給しています。

手当の額(月額)

0歳～3歳未満	一律	15,000円
3歳～小学生	第1子・第2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生	一律	10,000円

※受給者の所得が所得制限限度額以上所得上限限度額未満である場合、子どもの人数や年齢区分に関わらず、子ども一人につき、月額5,000円を支給。所得上限限度額以上の場合には支給されません。

10月分から手当額が次頁のとおり変更となります。所得制限・所得上限はありません。

手当の額(月額)

0歳～3歳未満	第1子・第2子	15,000円
	第3子以降	30,000円
3歳～高校生年代	第1子・第2子	10,000円
	第3子以降	30,000円

12 児童扶養手当

父又は母と生計を同じくせず（父又は母が一定の障害の状態にある場合を含む）18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある（一定の障害の状態にある場合は20歳未満の）児童を養育している父又は母や、父母がいないために、これらの者に代わって養育している方に対して、児童扶養手当を支給しています。公的年金給付等の額が児童扶養手当の額よりも低い場合には、その差額分の手当を支給しています。また、一定の所得制限があります。

手当の額（月額）

児童1人の場合	全部支給	45,500円
	一部支給	45,490円～10,740円 ※受給者本人の所得に応じて10円刻み
児童2人の場合	児童1人の場合の月額に、以下の金額を加算	
	全部支給	10,750円
	一部支給	10,740円～5,380円
児童が3人以上の場合	児童2人の場合の月額に、児童3人目から1人につき、以下の金額を加算	
	全部支給	6,450円
	一部支給	6,440円～3,230円

※11月分から児童3人以上の場合の金額が児童2人と同額になります。

13 ひとり親家庭手当

父又は母と生計を同じくせず（父又は母が一定の障害の状態にある場合を含む）18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している父又は母や、父母がいないためにこれらの方に代わって養育している方に対して、ひとり親家庭手当を支給しています。支給期間は、支給開始から3年間です。ただし、離婚等支給要件に該当してから7年経過で対象外となります。また、一定の所得制限があります。

手当の額（月額）

児童1人につき（全部支給）	1年目	9,000円
	2年目	4,500円
（一部支給）	3年目	3,000円
	1年目	4,500円
	2年目	3,000円
	3年目	3,000円

14 ひとり親家庭等生活支援事業

疾病や事故などで日常生活に援助が必要なひとり親家庭又は寡婦世帯にヘルパーを派遣

し、家事や介護の援助を行う生活援助や名古屋市が指定する保育施設において、一時的に児童を預かる子育て支援を実施しています。

15 中学生の学習支援事業

ひとり親家庭の中学生を対象に、学習及び進学意欲を増進し、学習習慣を身につけさせる支援を行う学習支援を実施しています。

なお、平成 28 年度より健康福祉局の生活保護世帯等を対象とする事業と一体的に進めています。（令和 5 年度市内 150 か所（うち子ども青少年局分 118 か所））

また、中学生の学習支援事業に参加し、高等学校等へ進学した児童等を対象に、自主学習の場の提供による高校生活への定着支援や職業・進路等様々な悩みに対する相談支援など包括的な支援を市内 150 か所（うち子ども青少年局分 118 か所）で実施しており、令和 3 年度から、学習面の支援の強化としてオンライン学習支援サービスを活用しています。

16 ひとり親家庭等への大学受験等補助

進学段階での貧困の連鎖を断ち切るため、大学等受験料及び模試費用の補助を行うことで、経済的課題を抱えるひとり親家庭や住民税非課税世帯（生活保護受給世帯を含む）の子どもの進学に向けたチャレンジを後押しします。

17 ひとり親家庭休養ホーム事業

ひとり親家庭の福祉の増進を図るため、国民宿舎などの宿泊施設を指定し、1泊2日で利用する場合の基本料金を、また、日帰りで手軽に利用できる遊園地などを指定し、その入場料金等を本市が負担しています。

18 福祉向け市営住宅（ひとり親世帯向け）

配偶者のいない女子又は男子であって 20 歳未満の子を扶養している世帯で住宅に困窮している世帯に福祉向け市営住宅をあっせんし、その世帯の福祉の増進を図っています。（年 2 回受付、公開抽選）

19 上下水道料金の軽減

児童扶養手当を受給している世帯の経済的負担の軽減を図るため、水道料金及び下水道使用料の減免を行っています。

20 ひとり親家庭の子どもの居場所づくり事業

ひとり親家庭の子どもに対して、基本的な生活習慣、学習習慣及び協調性を身につけるとともに、自己肯定感の獲得や、将来への自立意欲を高めていくために、家庭でも学校でもない第 3 の居場所を提供する事業を実施しています。

21 ひとり親家庭の文化・スポーツ交流事業

ひとり親家庭に親子の交流を促進するとともに、子どもが意欲や自己肯定感を醸成し、

将来を考える機会としてもらうため、プロによる文化・スポーツの体験と鑑賞を行う機会を提供する事業を実施しています。

22 市有施設優待利用事業

ひとり親家庭の親子のふれ合いや体験の機会を提供するため、市有施設の利用を優待する事業を実施しています。

23 ひとり親家庭職業体験事業

ひとり親家庭の子どもの自立につながる職業観や勤労観を身につけるとともに、ひとり親家庭の親子及び親同士の交流を促進するため、職業体験会等を実施しています。

24 子どもの貧困対策

「なごや子ども・子育てわくわくプラン 2024 名古屋市子どもに関する総合計画」において子どもの貧困対策についての計画を包含し、施策の一つである「子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないための貧困対策の推進」に子どもの貧困対策に資する主な事業を位置付け、総合的な施策の推進を実施しています。

このほか、子ども食堂の開設を支援するため、社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会が行う子ども食堂の開設助成や啓発等への補助を実施するとともに、子ども食堂の運営についても支援するため、活動運営にかかる経費の補助を実施しています。

○ いじめ問題再調査

いじめ防止対策推進法等に基づき名古屋市いじめ問題再調査委員会を設置し、教育委員会が設置する名古屋市いじめ対策検討会議の調査報告について、同種の事態の発生の防止等のため必要があると認めるときは、市長の求めに応じて再調査を実施します。

★ 子ども・若者への支援

青少年が健やかに育ち自立できるよう、少年期から青年期までを通じて様々な支援を行っています。

青少年育成に係る各団体をはじめとした地域との連携を図りながら、次代を担う子ども・青少年の健やかな育ちを支援するための環境づくりを進めるとともに、若者の主体性・社会性を醸成し、調和のとれた成長を図ることにより、若者の社会的自立を支援しています。

1 子ども会活動の推進

市内に1,501団体（令和5年度末現在）の地域子ども会が結成されています。

本市では、これらの子ども会活動や学区単位の子どもの会活動、区の子どもの会が実施するリーダー養成事業への助成を行うとともに、より魅力ある行事の企画や、情報発信、円滑な運営協力等の支援を実施するなど、地域活動の積極的な推進に努めています。

また、子ども会活動の振興に向け、令和4年度に子ども会及び子ども会と関係性が深い地域団体等にヒアリングを行うなど、様々な視点による調査を実施し、令和5年度には、学識者の参画による研究会やモデル事業等による検討を実施するとともに、有識者による検討会議を開催しております。

令和6年度は、これまでの調査・検討結果を踏まえ、子ども会活動振興策の方向性を策定してまいります。

2 児童館の運営

児童館は遊びを通して、子どもの健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に、市内16か所に設置しています。平成16年度から指定管理者によって管理運営されており、次の事業を行っています。

(1) 子どもの育成

自主的な遊び場の提供、季節行事や伝承遊びなどの行事、社会性・協調性の育成や体力の増進を図るクラブ事業、中高生が人や社会と関わり自主的に活動できるよう支援する中高生の居場所づくり事業、中学生の学習支援事業等を実施しています。また、令和5年度から、中高生の居場所づくり事業を拡充したモデル事業を1館で実施しています。

(2) 子育て支援

乳幼児とその保護者を対象とした交流事業、子育て家庭に対する相談・支援、子育てサークル等への活動場所の提供等の事業を実施しています。

(3) 地域福祉の促進

地域住民等との交流事業、移動児童館事業、遊びのリーダーとして活動するボランティアの育成・支援等の事業を実施しています。

(4) 留守家庭児童の健全育成

留守家庭児童の健全育成を図る留守家庭児童クラブを設置しています。（熱田児童館、港児童館、天白児童館を除く。）

児童館の整備については、施設の長寿命化及び機能回復・向上のため、個別施設計画に

沿った改修等を進めており、令和6年度には、中村児童館のリニューアル改修工事及び中川児童館リニューアル改修設計等を実施しています。

3 とだがわこどもランドの運営

とだがわこどもランドは、子どもが水、緑、土といった自然豊かな中で、感性と創造力を育むことができるように設置されています。屋外で自由に楽しく遊ぶための大型木製遊具や子どもの創造性を育てる「創造の部屋」等があります。平成18年度から指定管理者によって管理運営されており、自由に遊べる場の提供をはじめ、工作や調理等さまざまな企画事業を実施しています。

4 なごや子ども体験活動情報「わくわくキッズナビ」

子どもたちが学校休業日を中心に学校外で様々な体験ができる事業の情報をホームページを通じて提供しています。

5 青少年健全育成の推進

青少年の健全育成の推進を図るため、各種事業を実施しています。

(1) 名古屋市青少年育成市民会議

広く市民の総意を結集し、市の施策と呼応しながら、市民総ぐるみの青少年健全育成活動を市内で展開しており、その活動を支援しています。

(2) 夏・冬の青少年をまもる運動

夏休みや年末年始の青少年の非行や事故防止をめざして、各区の安心・安全で快適なまちづくり協議会等の関係団体に働きかけながら、青少年への声かけ運動を中心とした取り組みを広く行っています。

(3) 青少年と社会環境に関する懇談会

青少年の健全育成にさまざまな影響を与えている現在の社会環境の問題について、青少年育成団体と関係業界とが、その現状について意見交換を行い、対策について協議することを目的として開催しています。

(4) 地域の世話やき活動の推進

“地域の子どもは地域で守り育てる”を合い言葉に、大人が子どもたち一人ひとりを温かく見守りながら、ときには励まし、ときには注意や助言することにより、地域の連帯感と教育力を高めていくことを目的にした運動を推進しています。

(5) 街頭補導活動

少年が犯罪に巻き込まれることや非行に走ることがないように、指導員による街頭補導活動を行い、少年の健全な育成を図っています。

6 成人の日記念事業

20歳を迎える若者が健やかに成長したことを祝い、その前途を励ますため、区または学区単位で、地域と共同して記念行事を実施しています。

また、令和3年度から、対象者が主体的に関わることができるよう、若者の意見を促す取り組みや関心を高めるための情報発信等を行うモデル事業を実施しています。

7 子どものまち事業

子どもの社会参画を促進するため、子ども自身が企画・運営に参画しながら、さまざまな体験をすることで社会性、主体性を身につける「子どものまち」事業を市内の各児童館において実施しています。

また、令和3年度から、各館で中心となって参加する子どもが集まり、取り組み状況を共有する機会を設けるなど、「子どものまち」事業の推進を図っています。

8 子ども・若者の自立支援

ニートやひきこもりなど、社会生活を送るうえで様々な困難を有する子ども・若者の自立に向け、「子ども・若者総合相談センター」を核としたネットワークによる総合的な支援を推進するとともに、若者一人ひとりに対して相談から就職、職場定着まで一貫した支援を行う「ナゴヤ型若者の就労支援」を実施しています。

(1) 子ども・若者総合相談センター

子ども・若者育成支援推進法第13条に基づき、困難を有する子ども・若者とその保護者に対し、総合相談機関としてあらゆる相談に応じ、関係機関の紹介その他必要な情報の提供及び助言を行うとともに、自立に向けた伴走型相談支援を行います。また、金山ブランチを設置し、若者が立ち寄りやすく、相談しやすいオープン型の交流スペースにおける相談やSNS相談も実施しています。

(2) 若者自立支援ステップアップ事業

市内2カ所において、電話やメールによる相談及び居場所の提供により、自立に向けた支援を行っています。ステップアップルームでは、一人ひとりの状況に応じた支援プランに沿って、各種支援プログラム（料理・工作・映画鑑賞会など）やセミナー、カウンセリングを実施しています。また、親支援サービスとして家族向け情報交換会や、ライフプランの作成なども実施しています。

(3) 若者自立支援ジャンプアップ事業

就労困難な状態にある若者が直ちに就労に就くことは難しい状況にある中で、厚生労働省「地域若者サポートステーション事業」として本市に設置されている「なごや若者サポートステーション」と連携し、就労意欲を取り戻した若者に対して、国が実施する事業に加え、本市として臨床心理士による相談や出張相談、保護者対象の勉強会等設けるほか、企業と連携し、職場体験ができる機会を提供することで、就労につなげていく取り組みを実施しています。

(4) 若者・企業リンクサポート事業

意欲があっても就労に結びつかない、あるいは短期離職を繰り返す若者が、本人の特性や能力に応じた働き方ができ、就職後も職場に定着することを目的として、若者の特性を踏まえた職業紹介を行うとともに、企業に対して若者の特性等への対応方法を提案するなど、若者と企業の両方を応援しています。

9 障害者青年学級

心身に障害のある青年が、仲間やボランティアの人たちとともに学習やスポーツ・レクリエーションなどの集団活動をはじめ、地域社会と関わり交流することを通して、豊かな生活の構築を図るとともに、社会の一員として活動することを促すために、市内の団体・サークルに補助金を交付しています。

10 青少年交流プラザ

社会性及び主体性に富み、人間性豊かで活力あふれる青少年の育成を図ることを目的に平成 19 年度に開館し、青少年の居場所の提供をはじめ、青少年が中心となって、様々な事業の企画・運営や社会に参加・参画する活動を支援しています。また、分館である「青少年宿泊センター」では、宿泊施設としての機能や立地条件を活かして、野外活動や体験活動等を実施しています。本館と分館を指定管理者が一体的に管理・運営し、青少年の育成を総合的に推進しています。

11 高校生社会参画アクションモデル事業

高校生が地域の課題を発見し、解決に向けた行動計画を策定する活動を通じて、主体的に参画できる大人の育成を図るとともに、社会参画への意義や必要性を学ぶ機会を提供しています。

12 学校内サロン推進事業

高校生が身近で安心できる学校という場において、様々な大人が関わりながら、自己開示や意見表明ができる取組を推進するため、市立高等学校に、生徒が気軽に立ち寄ることができる居場所（学校内サロン）の開設及び運営を行う団体に対して補助金を交付しています。

13 子ども・若者の居場所づくりモデル事業

家庭や学校等に自分の居場所が見つからない子ども・若者に対して、子ども・若者が多く集う場所に気軽に集まり安心して過ごせる居場所を提供するとともに、その中で支援が必要な子ども・若者に対し、効果的なアプローチを図っています。

★ 放課後施策の推進

次代を担う子どもたちの健やかな育成を図るため、自主性、社会性、創造性などを身につけることのできる機会を提供することを放課後施策の基盤として位置付け、その環境整備をすすめています。

また、子どもたちが豊かな放課後を過ごすことができる環境及び子育てをしながら仕事を継続する人が働きやすい環境を整えていくため、令和4年11月に策定した「小学校年齢期における放課後施策の新たな方向性」に基づき、放課後施策の量的拡充及び質の確保に取り組んでいます。

1 トワイライトスクール

小学校施設を活用し、放課後等に子どもたちが学年の異なる友達と自由に遊んだり、学んだり、体験活動に参加したり、世代の異なる地域の人々と交流したりすることなどを通して、子どもたちの自主性、社会性、創造性などを育むため、教育事業としてトワイライトスクールを実施しています。

2 トワイライトルーム

小学校施設を活用し、すべての子どもを対象としたトワイライトスクールを基盤に、保護者が就労等により子育てへの援助を希望する家庭の子どもに対して、より生活に配慮した取り組み（選択事業）を行うトワイライトルームを実施しています。

3 留守家庭児童の健全育成

下校後、保護者が就労等により不在の児童の健全育成を図るために、留守家庭児童育成会に対し助成金を交付するほか、必要に応じて児童専用室を設置するなど、この事業の推進を図っています。

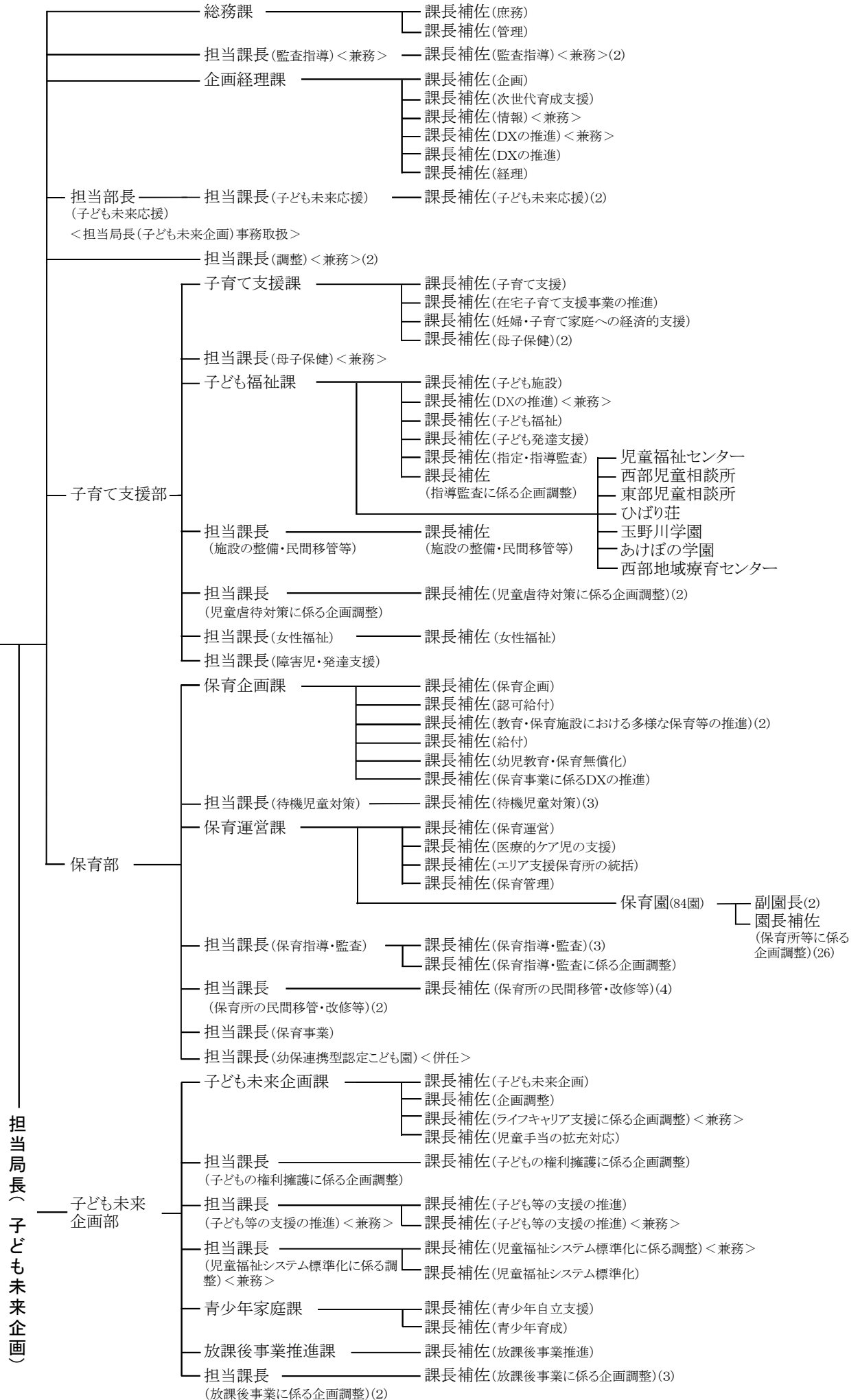


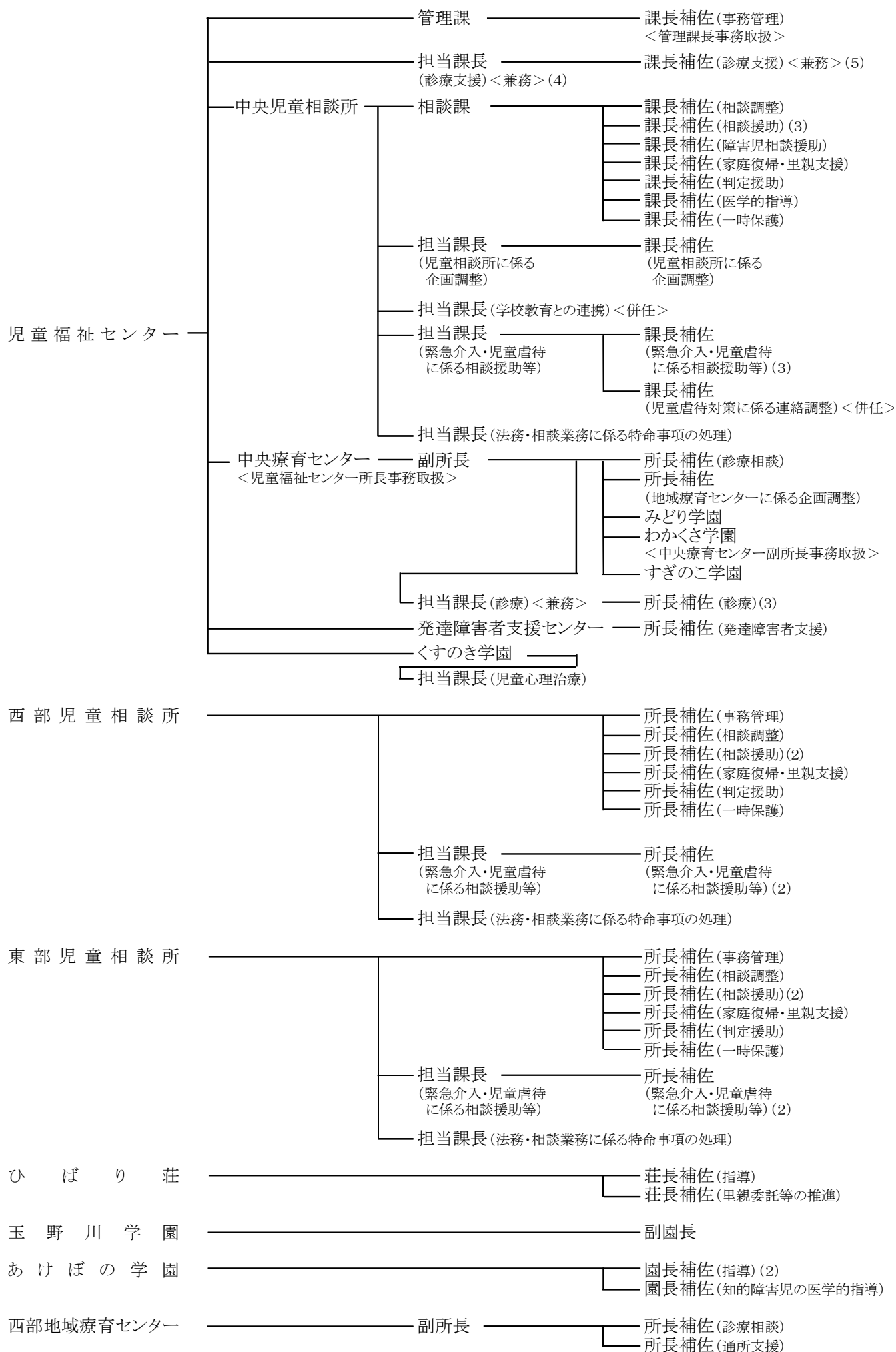
資 料 編

2 子ども青少年局の組織

令和6年9月1日現在

子ども青少年局長





3 子ども青少年局の当初予算（令和6年度）

単位：千円

（1）一般会計

歳 出

子ども青少年費	195,069,088	
子ども青少年費	195,069,088	
		子ども青少年総務費 55,632,164
		子ども保健医療費 21,739,176
		保育費 86,122,543
		子ども措置委託費 25,861,453
		子ども青少年施設費 2,538,872
		子ども青少年施設整備費 3,174,880
職員費	24,393,560	
子ども青少年職員費	24,393,560	
		子ども青少年総務職員費 4,710,248
		保育職員費 13,984,985
		子ども青少年施設職員費 5,698,327
合計	219,462,648	

（2）母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計

ア 歳 入

母子父子寡婦福祉資金収入	827,660	
事業収入	827,660	
		母子福祉資金貸付金元利収入 770,245
		父子福祉資金貸付金元利収入 18,010
		寡婦福祉資金貸付金元利収入 35,012
		雑入 4,393
繰越金	143,000	
繰越金	143,000	
		繰越金 143,000
合計	970,660	

イ 歳 出

母子父子寡婦福祉資金貸付金	970,660	
事業費	970,660	
		事務費 660
		母子福祉資金貸付金 900,000
		父子福祉資金貸付金 40,000
		寡婦福祉資金貸付金 30,000
合計	970,660	

4 子ども青少年局の所管施設（令和6年度）

令和6年9月1日現在

(1) 児童福祉施設等の状況

※定員の単位は人（母子生活支援施設のみ世帯）

種 別	市立		社会福祉法人立		その他法人立		個人立		計	
	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員
助産施設					2	71			2	71
乳児院	1	15	3	90					4	105
母子生活支援施設	2	60	3	70					5	130
児童厚生施設	17	—							17	—
児童養護施設	1	48	11	560	1	30			13	638
福祉型障害児施設	1	80	1	30					2	110
医療型障害児施設	1	90							1	90
児童発達支援センター	4	140	6	235					10	375
児童心理治療施設	1	50							1	50
児童自立支援施設	1	96							1	96
児童家庭支援センター			1	—					1	—
自立援助ホーム			3	24					3	24
ファミリーホーム					1	5	12	70	13	75
保育所	84	8,212	246	22,172	118	8,425	3	349	451	39,158
認定こども園			64	9,740	39	6,446	4	639	107	16,825
小規模保育事業			35	503	137	2,172	4	70	176	2,745
家庭的保育事業							17	85	17	85
事業所内保育事業			1	8	10	186			11	194
居宅訪問型保育事業			1	1	5	5			6	6
母子・父子福祉センター			1	—					1	—

(2) その他の施設の状況

施設名	施設数
子ども・子育て支援センター	1
児童福祉センター	1
児童相談所	3

施設名	施設数
女性自立支援施設	2
青少年交流プラザ（本館）	1
青少年交流プラザ（分館「青少年宿泊センター」）	1

※児童福祉センターには（1）児童福祉施設等の状況に記載した施設及び児童相談所1施設も含む

5 子ども青少年局のあゆみ

平成18年度	4月	- 子ども青少年局発足 - 区役所区民福祉部組織変更 民生子ども課に主査（子ども家庭支援）設置 - 発達障害者支援センター（りんくす名古屋）開設
	5月	- 政策参与委嘱 - 休日保育事業開始
	6月	- 母子家庭等就業支援センター名古屋市相談室（ジョイナス.ナゴヤ）開設 - 区役所に女性福祉相談員配置
	8月	- 子どもの医療費助成 対象拡大（入院：～小学3年生） - ひとり親家庭手当制度創設
	9月	地域子育て支援ネットワークモデル事業開始
19年度	4月	- 子どもあんしん電話相談開始 - 高岳児童館改築により開設
	7月	- 病児・病後児デイケア事業開始 - 赤ちゃん訪問事業開始 - 配偶者暴力相談支援センター業務開始 - DV被害者ホットライン事業開始 - 青少年交流プラザ（ユースクエア）開設
	9月	子ども・子育て支援センター（758 キッズステーション）開設
	10月	- 子育て家庭優待カード「ぴよか」の事業開始 - 養育支援ヘルパー事業開始 「名古屋市保育施策のあり方指針」策定
	11月	- 児童虐待防止「オレンジリボンキャンペーン」開始 - 名古屋市子育て支援企業認定・表彰制度事業開始
	12月	一般不妊治療費助成事業開始
	1月	子どもの医療費助成 対象拡大（入院：～小学6年生）、所得制限撤廃
20年度	4月	「なごや子ども条例」施行 - 地域子育て支援ネットワーク事業本格実施
	7月	「子どもたちの豊かな放課後」の基本的な考え方策定 - 妊婦健康診査の拡充（健診の公費負担回数2回→5回）
	8月	子どもの医療費助成 子ども医療費助成制度創設（乳幼児医療費助成と小学生医療費助成統合） 対象拡大（通院：～小学6年生 入院：～中学3年生）
	9月	「なごや子ども・子育て支援協議会」設置
	3月	「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定 - 瑞穂児童館移転改築により開設
21年度	4月	- 放課後子どもプランモデル事業開始（8か所） - トワイライトスクール（所管を教育委員会から移管） - 宿泊青年の家を青少年宿泊センターに名称変更し、青少年交流プラザの分館として事業開始 - 妊婦健康診査の拡充（健診の公費負担回数5回→14回）
	9月	- なごや子ども条例マスコットキャラクターの名前決定『なごっち』 「名古屋市公立保育所整備計画」策定 - なごや子どもフォーラム開催
	3月	「なごや子ども・子育てわくわくプラン～子どもに関する総合計画（名古屋市次世代育成行動計画・後期計画）～」策定 「第2期ひとり親家庭等自立支援計画」策定

22 年度	4月	・子ども手当制度創設
	5月	・児童福祉センター移転改築により開設、西部児童相談所開設
	7月	・賃貸方式による保育所分園開設
	8月	・児童扶養手当の支給対象拡大（父子家庭の父） ・なごや☆子どもCity2010開催
23 年度	4月	・児童相談所に現職警察官配置開始（2か所）
	5月	・名古屋市子育て応援サイト（携帯サイト）開設 ・小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）開始
	7～9月	・夏期の電力需給対策に伴う企業の就業時間等の変更により発生したニーズに対応するため、休日保育事業の実施か所数を緊急拡大（10か所→18か所）
	10月	・子ども医療費助成 対象拡大（通院：～中学3年生） ・賃貸方式による保育所本園開設
	2月	・なごやすくすくボランティア養成講座開始
	3月	・「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第2次）」策定
24 年度	4月	・児童養護施設等退所児童就労支援事業開始 ・児童福祉法改正により放課後等デイサービス開始（障害児デイケア事業からの移行） ・児童虐待対策の拡充 （児童虐待対策の企画・調整を担う専任組織である児童虐待対策室を設置 児童相談所に児童虐待への緊急介入・保護対応に特化したチーム創設（2か所） 児童虐待対策参与委嘱、中央児童相談所長の専任化） ・私立幼稚園における預かり保育拡充モデル事業開始（2か所） ・子ども手当制度から児童手当制度へ移行
	5月	・区役所支所の福祉業務拡充 （保育所入所関係業務・ひとり親家庭支援関係業務等拡充 家庭福祉相談員・支所母子自立支援員配置） ・不育症専門電話相談窓口開設 ・リフレッシュ預かり保育事業開始（公立保育所118か所）
	6月	・保育案内人（ほいくあんないびと）配置開始（8区） ・なごっちフレンズ創設
	7月	・母子保健システム稼働
	4月	・トワイライトスクール全校実施 ・放課後子どもプランモデル事業について、事業名をトワイライトルームとして本格実施（14校） ・「名古屋市児童を虐待から守る条例」施行 ・児童虐待対策の拡充 （区役所に児童相談所兼務児童福祉司配置開始（5区） 区役所・支所に児童虐待防止推進員配置開始（16区・6支所）） ・家庭復帰支援員を配置し家庭復帰支援モデル事業開始（中央児童相談所）
25 年度	6月	・子ども・若者総合相談センター開設 ・児童虐待等の電話相談を一本化し、なごやっ子SOSによる24時間365日対応
	7月	・時間緊急一時保育モデル事業開始（1か所）
	8月	・子ども・若者支援地域協議会設置
	3月	・熱田児童館移転改築により開設
	4月	・産前・産後ヘルプ事業の拡充（派遣期間等を拡充） ・特定妊婦訪問支援モデル事業開始（5区） ・エリア支援保育所モデル事業開始（1か所） ・配偶者暴力防止参与委嘱
26 年度		

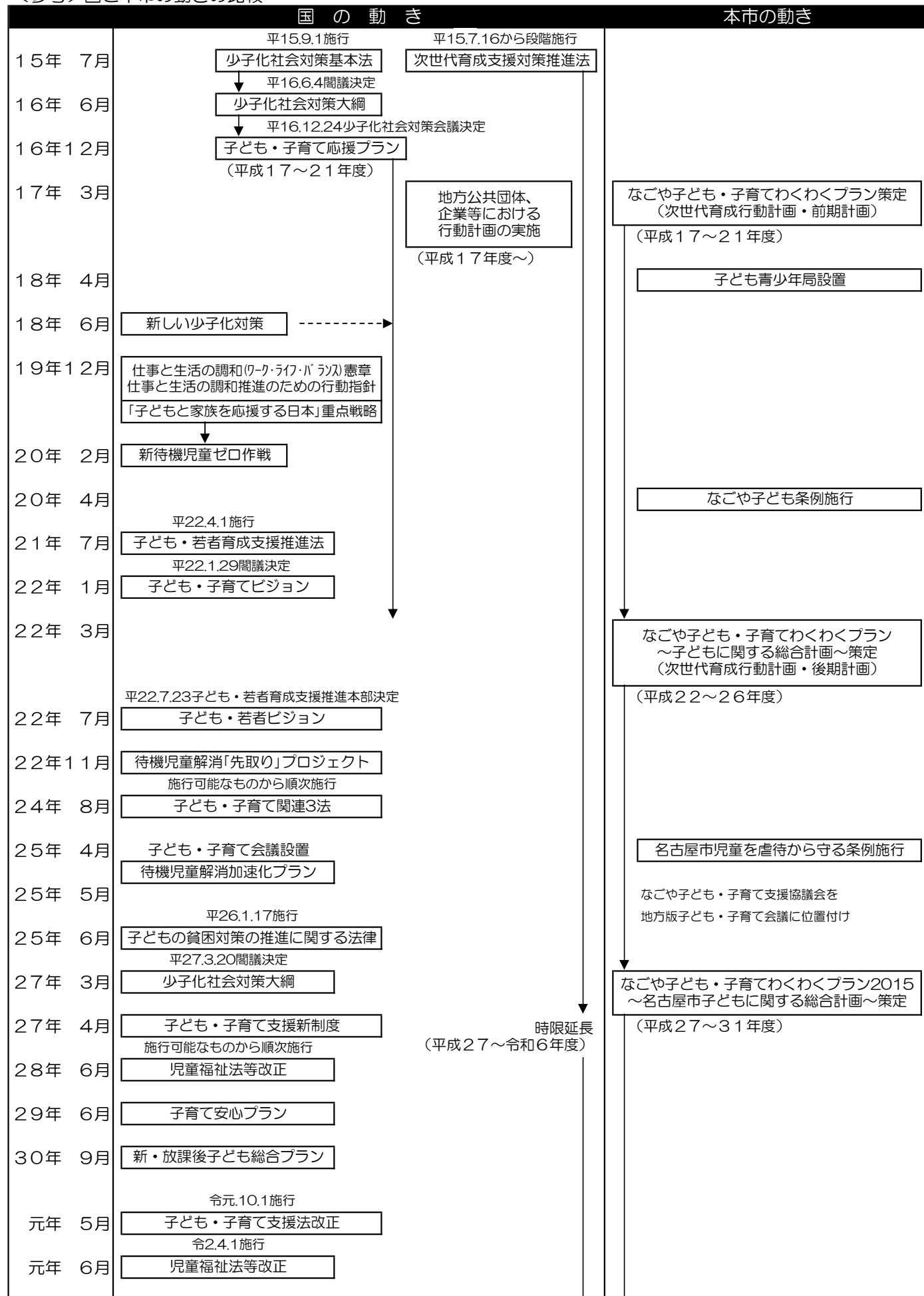
	6月	・東部地域療育センターぽけっと開設 ・なごや妊娠SOS開設
	7月	・ひとり親家庭の中学生の学習サポートモデル事業開始（4 か所） ・若者の社会体験支援事業開始
	10月	・「名古屋市子ども・子育て支援事業計画」策定
	3月	・「なごや子ども・子育てわくわくプラン 2015～名古屋市子どもに関する総合計画～」策定 ・「第3期ひとり親家庭等自立支援計画」策定 ・児童虐待対応業務システム稼働
27年度	4月	・児童虐待対策の拡充（中央児童相談所に弁護士資格を持つ主幹配置） ・家庭復帰支援事業本格実施（中央・西部児童相談所） ・児童虐待再発防止のための保護者支援モデル事業開始（中央・西部児童相談所）
	10月	・産後ケアモデル事業開始 ・地域子育て支援拠点事業開始
	3月	・「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第3次）」策定
28年度	4月	・児童虐待対策の拡充（西部児童相談所に弁護士資格を持つ主幹配置） ・民間児童養護施設入所児童等自立支援事業開始（3 か所） ・特定妊婦訪問支援事業本格実施 ・エリア支援保育所事業本格実施 ・利用者負担額（保育料）の多子世帯及びひとり親世帯等の軽減拡充 ・高等学校卒業程度認定試験合格支援事業開始 ・24時間緊急一時保育事業本格実施
	7月	・妊娠・出産期サポーター配置（16 保健所） ・中学生の学習支援事業（旧ひとり親家庭の中学生の学習サポートモデル事業）本格実施 ※健康福祉局の事業と一体的に実施 ・ひとり親家庭の子どもの居場所づくりモデル事業開始（2 か所） ・ひとり親家庭応援専門員配置開始（4 区）
	10月	・なごや子育てアプリ NAGOMii（なごみー）配信開始 ・ひとり親家庭等生活支援事業拡充（子育て支援開始）
	2月	・高等職業教育訓練促進資金貸付事業開始
29年度	4月	・産婦健康診査を開始 ・児童虐待対策の拡充 （児童虐待対策体制の再編及び中央児童相談所の機能強化を実施 （児童虐待対策室→子育て支援部及び中央児童相談所に企画・調整を担う主幹・主査配置） ・児童虐待防止推進員を児童虐待対応支援員に名称変更 ・児童虐待再発防止のための保護者支援事業本格実施 ・ひばり荘を改築し、若葉寮と統合して開設 ・利用者負担額（保育料）の多子世帯及びひとり親世帯等の軽減を拡充 ・子ども食堂推進事業費補助金創設 ・高校生の学習継続支援事業開始（36 か所）※健康福祉局の事業と一体的に実施（合計 68 か所）
	7月	・児童福祉債権管理嘱託員配置開始（4 区） ・自立支援教育訓練給付金拡充（雇用保険受給資格者へ対象拡大）
	8月	・若年者自立支援ステップアップ事業（旧：若年者自立支援サテライト事業）開始（2 か所）
	10月	・ひとり親家庭の文化・スポーツ交流事業開始
	3月	・「第1期名古屋市障害児福祉計画」策定

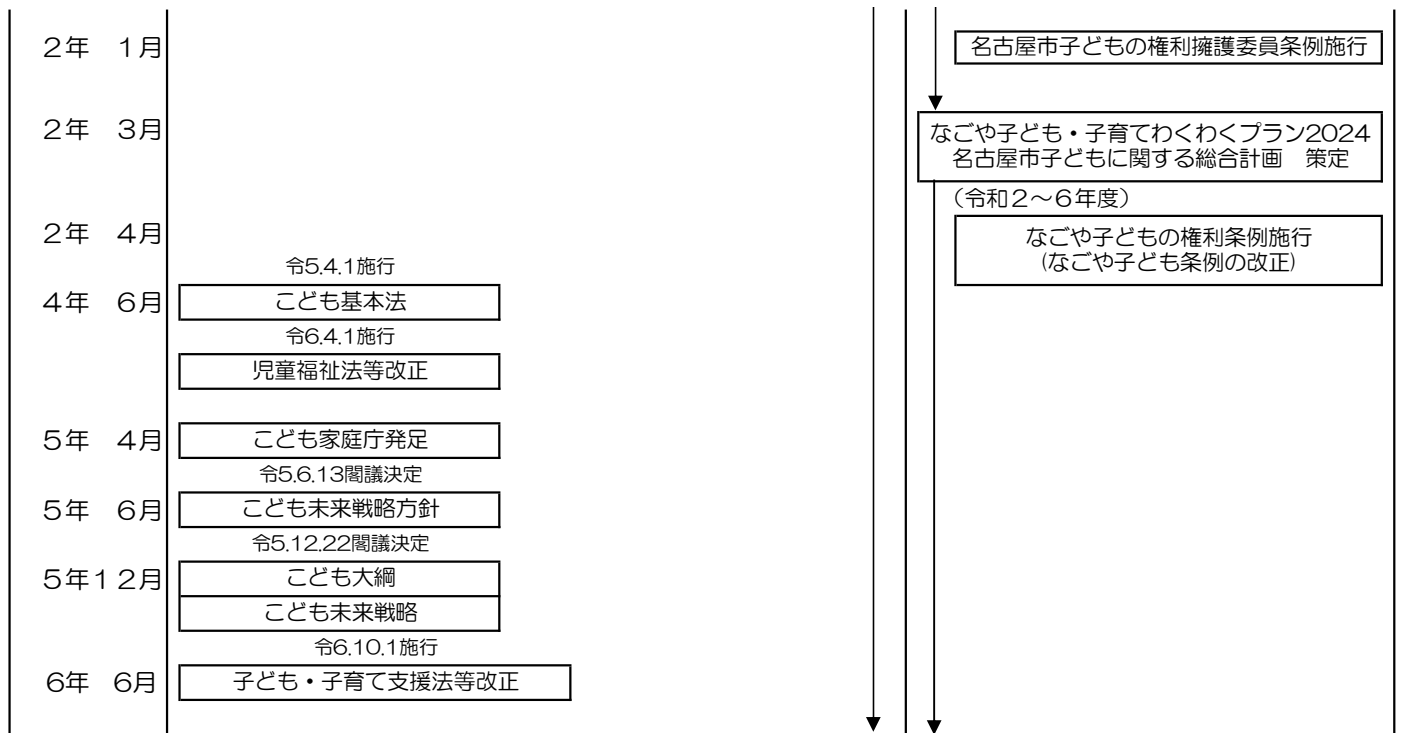
30 年 度	4月	・児童虐待対策の拡充 ・子ども・親総合支援の推進 (子ども未来企画監及び子ども未来企画室の設置、子ども・親総合支援基金の設置)
	5月	・東部児童相談所開設
	8月	・家庭訪問型相談支援モデル事業開始
	10月	・子どもライフキャリアサポートモデル事業開始
	11月	・ひとり親家庭市有施設優待利用事業開始
	2月	・愛知県警との児童虐待事案全件の情報共有開始
令 和 元 年 度	4月	・産後ケア事業本格実施 ・児童虐待対策の拡充（児童相談所に警察連絡調整員の配置開始（3名）） ・高校生世代への学習・相談支援事業開始（高校生の学習継続支援事業から拡充） ※健康福祉局の事業と一体的に実施（合計150か所） ・若年者自立支援ステップアップ事業を若者自立支援ステップアップ事業に名称変更し、事業を拡充（親支援サービスを追加） ・若者自立支援ジャンプアップ事業開始 (旧：若者の社会体験支援事業、旧：地域若者サポートステーション連携事業を統合) ・名古屋市医療的ケア児保育支援モデル事業開始（2か所）
	7月	・地域療育センター初診前サポートモデル事業開始 ・名古屋市医療的ケア児支援ネットワーク会議設置 ・子ども・若者支援地域協議会にパートナー機関を設置
	10月	・幼児教育・保育の無償化開始 ・子ども・若者総合相談センター金山ランチ開設（オープン型交流スペース及びSNS相談実施開始） ・若者・企業リンクサポート事業開始 ・子育て応援拠点事業開始
	1月	・子どもの医療費助成 対象拡大（入院：～18歳） ・「名古屋市子どもの権利擁護委員条例」施行 同条例に基づく子どもの権利擁護機関として、名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」を開設 ・未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給（～3月）
	3月	・「なごや子ども・子育てわくわくプラン 2024 名古屋市子どもに関する総合計画」策定（「名古屋市子ども・子育て支援事業計画」及び「子どもの貧困対策についての計画」を包含） ・「名古屋市社会的養育推進計画」策定 ・「今後の名古屋市早期子ども発達支援体制に関する方針」策定 ・「第4期ひとり親家庭等自立支援計画」策定
2 年 度	4月	・「なごや子ども条例」を「なごや子どもの権利条例」に改正 ・私立幼稚園における預かり保育拡充事業本格実施
	6月	・ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策子ども・子育て事業応援金の支給 ・子育て世帯への臨時特別給付金の支給（～3月） ・あけぼの学園改築により開設
	7月	・ひとり親家庭の子どもの居場所づくり事業本格実施 ・東部地域療育センターに地域支援・調整部門設置（地域療育センター初診前サポート事業本格実施）
	8月	・ひとり親世帯臨時特別給付金の支給（～3月）
	10月	・新生児聴覚検査開始

	11月	・多胎児家庭支援モデル事業開始
	1月	・子ども医療費助成 対象拡大（入院：～高校生世代）
	3月	・「第2期名古屋市障害児福祉計画」策定 ・「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第4次）」策定 ・にじが丘荘移転改築により開設
3 年 度	4月	・高校生社会参画アクションモデル事業開始 ・名古屋市医療的ケア児支援サイト開設
	5月	・子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の支給（～3月）
	7月	・不育症検査費用助成事業開始 ・養育費に関する公正証書作成費等補助事業開始 ・子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）の支給（～3月） ・高等職業教育訓練促進資金貸付事業拡充（住宅支援資金の追加） ・学校内サロン推進事業開始 ・名古屋市DV被害者SNS相談事業開始 ・南部地域療育センターにおいて地域療育センター初診前サポート事業開始
	8月	・ナゴヤわくわくプレゼント事業開始 ・医療的ケア児支援スーパーバイザーモデル事業開始 ・名古屋市子ども会活動アシストバンク事業を試行実施
	9月	・家庭訪問型相談支援事業本格実施
	10月	・里親養育包括支援機関モデル事業開始
	12月	・子育て世帯への臨時特別給付金の支給（～7月）
	1月	・子ども医療費助成 対象拡大（通院：～高校生世代）
4 年 度	4月	・区役所・支所を子ども家庭総合支援拠点として位置づけ ・教育と福祉の連携強化（なごや子ども応援委員会スクールソーシャルワーカーを区役所（2区）に併任配置） ・名古屋市医療的ケア児保育支援事業本格実施 ・地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業開始 ・子どもライフキャリアサポートモデル事業を教育委員会所管「キャリアサポート事業」へ移管・統合 ・子どもの権利擁護機関における専門調査員の配置開始 ・若者・企業リンクサポート事業拡充（企業専門コーディネーター配置・就労支援員増員）
	5月	・「子どもの社会参画のよりどころとなる指針」策定
	6月	・子育て世帯生活支援特別給付金の支給（～3月）
	7月	・子どもの権利擁護機関における相談時間の一部延長を開始
	10月	・3歳未満児の障害児施設等利用者負担額無償化開始 ・児童虐待発生予防等のための保護者支援事業開始 ・保育所等利用調整システムの検証実施
	11月	・「小学校年齢期における放課後施策の新たな方向性」策定
	12月	・愛知県子育て世帯臨時特別給付金の支給（～3月） ・「名古屋市いじめ問題再調査委員会条例」施行
	1月	・妊婦タクシー利用支援事業開始 ・子ども食堂への物価高騰対策支援事業実施（～3月） ・名古屋市寡夫福祉資金貸付金の開始
	2月	・親子のための相談LINE開始
	3月	・名古屋市妊婦・子育て家庭応援金の支給事業開始

5 年 度	4月	・多胎児家庭支援事業本格実施 ・教育と福祉の連携（なごや子ども応援委員会スクールソーシャルワーカーを全区役所・支所に併任配置、児童相談所兼務児童福祉司の増員（6区）） ・子ども食堂等コーディネート事業開始 ・子ども食堂等運営補助金創設 ・児童館における中高生の居場所づくり事業を拡充したモデル事業開始（1館）
	5月	・子育て世帯生活支援特別給付金の支給（～3月）
	6月	・養育費保証料補助事業開始 ・子ども・若者の居場所づくりモデル事業開始
	7月	・南部地域療育センターに地域支援・調整部門設置 ・中央地域療育センターにおいて地域療育センター初診前サポート事業開始
	8月	・ヤングケアラー支援モデル事業（オンラインサロンのモデル実施等開始） ・名古屋市立大学病院に「こころの発達診療研究センター」を設置 ・ひとり親家庭職業体験事業開始
	10月	・3歳児健康診査において眼科検査屈折検査開始 ・名古屋市子どものインフルエンザ予防接種費用の助成事業開始
	1月	・産後ケア事業に訪問型を追加 ・子ども食堂への物価高騰対策支援事業実施（～3月） ・物価高騰下におけるひとり親家庭への外出等支援実施（～3月）
	2月	・子どもの権利擁護機関における相談時間の拡大 ・子どもの権利擁護機関におけるLINE来所相談予約の受付開始
6 年 度	4月	・こども家庭センターの設置（福祉・保健・教育の連携による支援体制の整備、統括支援員の配置（3区）） ・子育て学び支援事業開始
	9月	・「なごや子どもアンケート」開始 ・ひとり親家庭等への大学受験料等補助事業開始
	10月	・在宅人工呼吸器使用者非常用電源装置購入補助事業開始 ・児童手当 制度拡充（高校生年代まで対象拡大など）

<参考>国と本市の動きの比較





6 なごや子どもの権利条例（全文）

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 子どもの権利（第3条―第7条）

第3章 子どもの権利を保障する大人の責務（第8条―第13条）

第4章 子どもに関する基本的な施策等（第14条―第19条の2）

第5章 子どもに関する施策の総合的な推進（第20条―第28条）

第6章 雑則（第29条）

附則

子どもは、児童の権利に関する条約に定められるあらゆる権利の主体です。

子どもは、生まれながらにして一人一人がかけがえのない存在であり、周りの人に大切にされ、愛され、信頼されることによって、自分に自信を持ち、安心して健やかに育つことができます。

子どもは、自分の価値が尊重されることによって、他者の価値を尊重することを知ることができます。

子どもは、子ども同士のふれあいや、様々な人、自然、社会そして文化との適切なかかわりを通じて、他を思いやる心を持ち、ルールを守るなどの社会性を身につけ、豊かな人間性と創造性を備え、他者と共生し、自立することができます。

子どもは、一人一人の発達段階に応じて、物事を考え、意見を言うことができます。

子どもは、自分の権利を信じることや、自分の権利が保障されることで、主体的に生きることができます。

そのために、大人は、子どもの将来を見据えて、子ども一人一人の発達段階に応じた支援をし、子どもが自立した若者に成長するまでを見守ることが必要です。

さらに、大人は、自分の言動が子どもに大きな影響を与えることを認識したうえで、子どもの手本となり、子どもから信頼される存在であることが求められます。

ここに、わたしたちは、児童の権利に関する条約を基本とし、民族、性別、障害などにかかわらず、子どもにとって大切な権利を保障するとともに、子どもの視点に立ち、子どもとともに最善の方法は何かを考え、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するなごやのまちを、市民が一体となつてつくることを決意し、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子どもの権利及びその権利を保障するための市、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者の責務を明らかにするとともに、子どもに関する施策の基本となる事項等を定めることにより、子どもの権利を保障し、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現を目指すことを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると

ころによる。

- (1) 子ども 18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者をいう。
- (2) 保護者 親及び里親その他親に代わり子どもを養育する者をいう。
- (3) 地域住民等 地域の住民及び団体をいう。
- (4) 学校等関係者 学校、保育所、児童養護施設その他子どもが学び、又は育つことを目的として通学し、通園し、通所し、又は入所する施設の関係者をいう。

第2章 子どもの権利

(子どもにとって大切な権利)

第3条 この章に定める権利は、子どもにとって特に大切なものとして保障されなければならない。

- 2 子どもは、一人一人の発達段階に応じ、自分の権利が尊重されるのと同様に他者の権利を尊重することができるようになるために必要な支援を受けることができる。

(安全に安心して生きる権利)

第4条 子どもは、安全に安心して生きるため、次に掲げることを権利として保障されなければならない。

- (1) 命が守られること。
- (2) かけがえのない存在として、愛情及び理解をもってはぐくまれること。
- (3) 健康な生活ができるとともに、適切な医療が提供されること。
- (4) 虐待、体罰、いじめ等あらゆる暴力及び犯罪から守られること。
- (5) あらゆる差別を受けないこと。
- (6) 一人一人の発達段階にふさわしい生活ができること。
- (7) 安全に安心して過ごすことができるための居場所があること。
- (8) 権利が侵害されたときは、速やかに回復できるよう、適切な支援を受けられること。

(一人一人が尊重される権利)

第5条 子どもは、一人一人が尊重されるため、次に掲げることを権利として保障されなければならない。

- (1) 個人の価値が尊重されること。
- (2) 自分の考えを自由に持ち、及び表現することができること。
- (3) 信頼されるとともに、自分の考えが尊重されること。
- (4) プライバシー及び名誉が守られること。
- (5) 自分の持っている力を発揮できること。

(のびのびと豊かに育つ権利)

第6条 子どもは、のびのびと豊かに育つため、次に掲げることを権利として保障されなければならない。

- (1) 学ぶこと。
- (2) 遊ぶこと。
- (3) 休息すること。
- (4) 様々な人とふれあうこと。
- (5) 自然とふれあうこと。
- (6) 社会活動に参加すること。

(7) 多彩な文化活動に参加すること。

(主体的に参加する権利)

第7条 子どもは、自分たちにかかわることについて主体的に参加するため、一人一人の発達段階に応じ、次に掲げることを権利として保障されなければならない。

(1) 意見を表明する機会が与えられること。

(2) 自分たちの意見が尊重されること。

(3) 意見を表明するために、必要な情報の提供その他必要な支援を受けられること。

第3章 子どもの権利を保障する大人の責務

(共通の責務)

第8条 市、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者は、子どもの権利を保障するため、連携し、及び協働するとともに、次に掲げる支援を行うよう努めなければならない。

(1) 子どもが他者の権利を尊重することができるようになるために必要な支援

(2) 保護者が子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任を果たすために必要な支援

(市の責務)

第9条 市は、子どもの権利を保障するため、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携し、及び協働するとともに、子どもに関する施策を実施しなければならない。

2 市は、子どもに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

3 市は、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者がそれぞれの責務を果たすことができるよう、必要な支援を行わなければならない。

(保護者の責務)

第10条 保護者は、子どもの養育及び発達に家庭が果たす役割を理解するとともに、その第一義的な責任は保護者が有することを自覚し、子どもを守り育てなければならない。

2 保護者は、子どもの健やかな育ちのため、子どもにとっての最善の方法を考え、子ども一人一人の発達段階に応じた養育に努めなければならない。

(地域住民等の責務)

第11条 地域住民等は、子どもの豊かな人間性が地域の人、自然、社会及び文化とのかかわりの中ではぐくまれることを認識し、子どもの健やかな育ちを支援するよう努めなければならない。

2 地域住民等は、虐待等あらゆる暴力及び犯罪から子どもを守るため、安全で安心な地域づくりに努めなければならない。

3 地域住民等は、子どもが地域社会の一員であることを認識し、子どもとともに地域活動を行うよう努めなければならない。

(学校等関係者の責務)

第12条 学校等関係者は、子ども一人一人の発達段階に応じ、子どもが主体的に学び、及び育つことができるよう、必要な支援に努めなければならない。

2 学校等関係者は、虐待、体罰、いじめ等から子どもを守るため、その解決に向け、関係機関と連携していくよう努めなければならない。

3 学校等関係者は、子ども一人一人の発達段階に応じ、子どもが子どもの権利について理解し、及び自分の意見を表明することができるよう、必要な支援に努めなければならない。

(事業者の責務)

第13条 事業者は、子どもの健やかな育ちを支援するため、その社会的影響力及び責任を認識した事業活動を行うとともに、社会的自立に向けた就労支援、人材育成及び社会人教育を行うよう努めなければならない。

2 事業者は、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の視点から、子どもを養育する従業員が仕事と子育てとを両立できるよう、職場の環境づくりに努めなければならない。

3 事業者は、仕事と子育てとを両立できる働き方について、従業員の意識の向上を図るとともに、従業員に対し、子ども及び子どもを養育する家庭（以下「子育て家庭」という。）を支援する取組への参加又は協力を促すよう努めなければならない。

第4章 子どもに関する基本的な施策等

(虐待、体罰、いじめ等の救済等)

第14条 市は、保護者、地域住民等、学校等関係者及び関係機関と連携し、及び協働し、虐待、体罰、いじめ等の防止、相談及び救済のために必要な措置を講じなければならない。

(子どもの育ちの支援)

第15条 市は、子どもの健やかな育ちを支援するため、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者と連携し、及び協働し、次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 子どもが安全に安心して過ごすことができるための居場所づくり

(2) 子どもが自然及び地域社会とのかかわりの中で豊かに育つことができるための遊び及び体験の場づくり

(3) 子どもが社会とのかかわりの中で、他者と共生し、自立していくために必要な支援

(子育て家庭の支援)

第16条 市は、保護者が子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任を果たすことにより子どもが安心して生活することができるよう、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者と連携し、及び協働し、子育て家庭を支援するネットワークづくりを進めるなど、子育て家庭の支援を行うものとする。

(子どもの参画の促進)

第17条 市は、前3条に掲げる子どもに関する基本的な施策（以下「基本的施策」という。）を策定するに当たっては、子ども会議を開催するなど、子どもが主体的に参加し、及び意見を表明する機会を設けるとともに、子どもの意見を尊重するよう努めるものとする。

(関連施策との一体的推進)

第18条 市は、基本的施策を推進するに当たっては、若者の自立支援に関する施策その他関連施策と一体的に推進しなければならない。

(調査研究)

第19条 市は、子どもの権利、その権利の保障及び子どもに関する施策に関する調査及び研究を行うものとする。

(広報)

第19条の2 市は、子どもの権利について、市民の関心を高めるとともに、その普及を図るため、広報活動を行うものとする。

第5章 子どもに関する施策の総合的な推進

(総合計画)

第20条 市長は、子どもに関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、子どもに関する総合的な計画（以下「総合計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、総合計画を策定するに当たっては、あらかじめ、なごや子ども・子育て支援協議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、総合計画を策定するに当たっては、子どもを含めた市民の意見を反映することができるように適切な措置を講ずるものとする。

4 市長は、総合計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、総合計画の変更について準用する。

(実施状況等の公表等)

第21条 市長は、毎年度、総合計画の実施状況等を公表しなければならない。

2 市長は、前項の総合計画の実施状況等について、なごや子ども・子育て支援協議会の意見を聴くとともに、子どもを含めた市民の意見を聴き、それらの意見を総合計画等に反映させるよう努めるものとする。

(拠点施設)

第22条 市は、子どもに関する施策を実施するとともに、子どもを社会全体で支援するため、総合的な拠点施設を整備するものとする。

(なごや子ども・子育て支援協議会)

第23条 市長の附属機関として、なごや子ども・子育て支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第24条 協議会は、市長の諮問に応じ、子どもに関する施策に関する重要事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

2 協議会は、子どもに関する施策に関し必要と認める事項について調査審議し、市長に対し、意見を述べることができる。

第25条 協議会は、委員35人以内をもって組織する。

2 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、協議会に臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

第26条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときに解嘱されるものとする。

第27条 協議会には、必要に応じ、委員（その調査審議事項に係る臨時委員を含む。）の一部をもって部会を置くことができる。

2 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

第28条 第23条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 雑則

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第23条の規定は、規則で定める日から施行する。

(平成20年規則第117号で平成20年9月1日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項の規定により策定されている計画は、第20条第1項の規定により策定された総合計画とみなす。

(名古屋市青少年問題協議会条例の廃止)

- 3 名古屋市青少年問題協議会条例（昭和33年名古屋市条例第20号）は、廃止する。

(名古屋市青少年問題協議会条例の廃止に伴う経過措置)

- 4 この条例の施行の日の前日において名古屋市青少年問題協議会の委員である者の任期は、前項の規定による廃止前の名古屋市青少年問題協議会条例第4条第1項の規定にかかわらず、その日に満了する。

附 則

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現になごや子ども・子育て支援協議会の委員に委嘱されている者は、この条例の施行の日にこの条例による改正後のなごや子ども条例（以下「新条例」という。）第25条第3項の規定により委嘱された委員とみなし、その任期は、新条例第26条第1項の規定にかかわらず、平成24年8月31日までとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、この条例の施行後適当な時期において、この条例による改正後のなごや子どもの権利条例（以下この項において「新条例」という。）の施行の状況及び社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、新条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正)

- 3 次に掲げる条例の規定中「なごや子ども条例」を「なごや子どもの権利条例」に改める。
 - (1) 名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年名古屋市条例第60号）第2条
 - (2) 名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年名古屋市条例第58号）第2条の表

- (3) 名古屋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年名古屋市条例第100号）第2条の表
- (4) 名古屋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成30年名古屋市条例第8号）第3条
- (5) 名古屋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年名古屋市条例第57号）第2条の表
- (6) 名古屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年名古屋市条例第59号）第2条

7 「なごや子ども・子育てわくわくプラン 2024 名古屋市子どもに関する総合計画」の概要

1 策定の趣旨、位置づけ

- 子ども・若者・子育て家庭に関する施策を総合的かつ計画的に実施していくため、なごや子どもの権利条例第20条に基づく「子どもに関する総合的な計画」として策定しています。
- 子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に基づく「市町村における子どもの貧困対策についての計画」を包含した計画として策定しています。
- 次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」として位置づけています。
- 子ども・若者育成支援推進法の趣旨を踏まえています。
- 名古屋市総合計画やその他の関連する各施策分野の個別計画と整合をはかり、子ども・若者・子育て家庭の支援に関する施策・事業を実施・推進しています。

2 計画の期間

- 令和2年度から令和6年度までの5年間

3 計画の対象

- すべての子ども・若者・子育て家庭とそれを支える社会



なごや子どもの権利条例
マスコットキャラクター
なごっちゃん

4 計画の基本的な視点

次の視点を踏まえて施策・事業を組み立てるとともに、施策の推進・事業の実施に際しても、この考え方を重視しながら進めていきます。

- (1) 子どもの最善の利益を重視し、権利を保障する視点
- (2) 当事者参画の視点
- (3) さまざまな困難の予防、早期発見・早期対応の視点と、一人ひとりの発達に応じた支援の視点
- (4) 支援を必要とする対象につながるための情報提供やアウトリーチの視点
- (5) 名古屋市の資源や相談・支援ネットワークの活用・充実をはかる視点

5 めざすまちの姿

なごや子どもの権利条例の理念に基づき、すべての子どもが、自分自身が持っている力を信じることで、その力を伸ばしながら育っていけるよう、子どもの権利を保障するとともに、子どもの視点に立ち、子どもの健やかな育ちを社会全体で見守るまちをつくります。

- (1) 子どもの権利への理解を深め、子どもの権利を守る文化を育むまち
- (2) 子どもの主体性を重視し、子どもの幸福感を大切にするまち
- (3) 子どもの発達などを見据え、自立した大人への成長を支えるまち
- (4) 子どもを生み育てることに喜びを感じられるまち

6 めざす姿

本計画における対象それぞれの 10、20 年後における望ましいあり方を「めざす姿」として示し、その実現に向け計画を推進していきます。

(1) 子ども

安心して健やかに育ち、他を思いやる心を持ち、社会性を身につけ、豊かな人間性と創造性を備えるとともに、物事を考え、意見を言うことができる子ども

(2) 若者

経済的、精神的に自立し、主体的に社会に参画するとともに、他者と共生し社会の担い手となり、人間的に豊かな生活をおくる若者

(3) 子育て家庭

保護者が子育てに喜びを感じ、子育てについての役割を果たすことにより、子どもが安心して生活し、健やかに成長できる家庭

(4) 社会

社会全体で子ども・若者・子育て家庭を支えることにより、子どもを安心して生み、育てることができるとともに、個人の多様性を認め合い、子ども・若者・子育て家庭にとっての都市としての魅力にあふれる社会



7 成果指標

本計画の計画期間である令和2年度から令和6年度までの5年間に、めざす姿にどれだけ近づけたかを評価するため、「平成30年度子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査」及び「平成30年度市政アンケート」の結果を踏まえ、成果指標と5年後に達成すべき目標値をそれぞれ設定しました。

(1) 子どもにかかる成果指標

成果指標	現状値 (H30年度)	目標値 (R5年度)
① 自分のことを好きと答える子どもの割合	74.6%	84.0%
② いろいろなことに積極的に挑戦できる子どもの割合	72.0%	77.0%
③ まわりの子の意見に流されず、自分の意見を言える子どもの割合	44.3%	48.0%
④ 今の生活に満足している子どもの割合	87.4%	95.0%以上

(2) 若者にかかる成果指標

成果指標	現状値 (H30年度)	目標値 (R5年度)
① 希望しているが、就労できないため経済的に独立していない若者の割合	12.2%	8.0%
② 5年後の自分に幸せなイメージを持っている若者の割合	51.6%	60.0%
③ 社会のために役に立ちたいと思う若者の割合	42.1%	50.0%

(3) 子育て家庭にかかる成果指標

成果指標	現状値 (H30年度)	目標値 (R5年度)
① 保護者が子育てを通じて幸福感を感じた割合	76.4%	80.0%
② 子育て中にストレスを感じた保護者の割合	23.4%	20.0%
③ 仕事と家庭生活のバランスに不満のある父親の割合	43.6%	35.0%
④ 仕事と家庭生活のバランスに不満のある母親の割合	26.1%	24.0%
⑤ 子どもが父親を信頼している割合	85.5%	90.0%
⑥ 子どもが母親を信頼している割合	93.5%	95.0%以上

(4) 社会にかかる成果指標

成果指標	現状値 (H30年度)	目標値 (R5年度)
① 子育てに関わる活動に参加したことのある市民の割合	39.2%	47.0%
② 地域の人が子育てを温かく見守ってくれていると感じる子育て家庭の割合	31.5%	36.0%
③ 名古屋市の子育て支援策に満足していない子育て家庭の割合 (9項目の平均)	26.9%	23.0%

8 施策・事業

めざす姿の実現に向け、課題を解決していくための取り組みを20の施策として体系化し、各施策を推進する主な事業として229事業（※）を掲載しています。

施 策	事業数 (※)
施策1 子どもの権利を守り生かすことへの支援	10
施策2 子どもの健康の支援	17
施策3 居場所と安全の支援	10
施策4 学びの支援	18
施策5 多様な交流と体験の支援	21
施策6 子ども・親総合支援	15
施策7 安心して子どもを生み、親として成長することへの支援	17
施策8 経済的負担の軽減	8
施策9 地域全体での子育て支援	12
施策10 子どもや子育て家庭が快適で安全に過ごせる環境づくり	17
施策11 多様な働き方に対応できる環境整備の促進	8
施策12 質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供	17
施策13 社会的自立に困難を有する子ども・若者への総合的な支援	7
施策14 児童虐待等への対応	15
施策15 ひとり親家庭の子どもとその家庭への支援	17
施策16 いじめなどの未然防止と早期発見・解決への対応	5
施策17 社会的養育が必要な子どもへの支援	5
施策18 障害や発達に遅れなどのある子どもとその家庭への支援	20
施策19 外国につながる子どもとその家庭への支援	10
施策20 子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないための貧困対策の推進	36

※事業数は計画策定当時（令和2年3月）のものであり、各施策の事業数には重複掲載事業を含む。

9 子ども・子育て支援事業計画

施策を推進する事業のうち、法で規定される教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びにそれに対応する提供体制の確保の内容及び実施時期について記載しています。

統 計 編

〔 目 次 〕

8	子ども青少年局の事業統計（令和5年度）	
1	人口動態統計	5 8
2	次世代育成支援	6 2
3	子育て支援	6 3
4	母子保健事業	7 1
5	社会的養育	7 9
6	障害児支援・発達障害者支援	8 4
7	配偶者からの暴力（DV）被害者等の相談支援	8 9
8	児童虐待の対策	9 0
9	保育	9 2
10	子ども・親総合支援	100
11	ひとり親家庭等への支援	102
12	子ども・若者への支援	113
13	放課後施策	119

令和2年3月以降、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、一部の事業を中止又は縮小した。

8 子ども青少年局の事業統計（令和５年度）

1 人口動態統計

表１－１ 本市の年齢階層別人口

年齢	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
	人	人	人	人	人
総数	2, 317, 646	2, 324, 877	2, 325, 916	2, 325, 778	2, 326, 683
0歳	18, 537	17, 958	17, 139	16, 432	16, 044
1歳	19, 266	18, 581	17, 518	17, 119	16, 468
2歳	19, 238	19, 012	17, 355	17, 210	16, 810
3歳	18, 931	19, 022	17, 970	17, 102	16, 977
4歳	18, 227	18, 802	17, 993	17, 817	16, 944
5歳	18, 346	18, 158	18, 423	17, 888	17, 696
6～11歳	112, 145	111, 605	111, 544	110, 487	109, 348
12～14歳	54, 960	55, 404	56, 255	56, 286	56, 148
15～17歳	56, 604	55, 952	54, 933	55, 004	56, 001
18歳	19, 823	19, 446	18, 774	19, 309	18, 548
19歳	21, 671	21, 389	21, 225	19, 756	20, 342
20～24歳	133, 445	133, 012	135, 346	136, 810	134, 431
25～29歳	135, 894	141, 175	146, 903	149, 380	153, 049
30～34歳	141, 291	137, 875	139, 647	138, 518	139, 304
35～39歳	149, 018	148, 606	147, 417	145, 846	143, 767
40～44歳	167, 051	161, 016	155, 091	151, 633	149, 448
45～49歳	185, 655	186, 817	184, 856	178, 626	171, 028
50～54歳	159, 895	163, 673	180, 243	183, 820	187, 057
55～59歳	138, 439	143, 723	148, 341	153, 681	158, 706
60～69歳	259, 656	250, 667	249, 881	250, 469	253, 213
70～79歳	256, 464	264, 243	270, 267	266, 739	263, 839
80歳～	174, 999	180, 686	198, 795	205, 846	211, 515
不詳	38, 091	38, 055	—	—	—

※令和2年までは各年4月1日、令和3年以降は10月1日

※令和3年以降は年齢不詳を補完した数値

表 1－2 本市の出生数・婚姻数・離婚数

年・区分	出生数 人	出生率	婚姻数 組	婚姻率	離婚数 組	離婚率
昭和35年	28,125	17.7	16,780	10.5	1,172	0.74
40	41,070	21.2	21,131	10.9	1,591	0.82
45	40,727	20.0	22,320	11.0	1,970	0.97
50	35,758	17.2	18,899	9.1	2,347	1.13
55	28,182	13.5	15,517	7.4	2,741	1.31
60	26,000	12.3	14,743	7.0	3,121	1.47
平成2年	22,607	10.5	14,464	6.7	3,146	1.46
7	21,013	9.8	15,073	7.0	3,801	1.77
12	20,760	9.6	14,844	6.8	4,680	2.16
17	19,046	8.6	14,164	6.4	4,785	2.16
22	20,125	8.9	14,523	6.4	4,878	2.15
23	19,868	8.8	13,871	6.1	4,497	1.98
24	19,610	8.7	13,870	6.1	4,580	2.02
25	19,492	8.6	13,885	6.1	4,430	1.95
26	19,316	8.5	13,803	6.1	4,364	1.92
27	19,606	8.5	13,731	6.0	4,279	1.86
28	19,542	8.5	13,735	6.0	4,157	1.80
29	19,120	8.3	13,580	5.9	4,224	1.83
30	18,904	8.1	13,468	5.8	4,294	1.85
令和元年	17,740	7.6	13,874	6.0	4,144	1.78
2	17,538	7.5	12,431	5.3	3,897	1.67
3	17,121	7.4	11,798	5.1	3,736	1.61
4	16,325	7.0	12,105	5.2	3,717	1.60
5	15,701	6.7	11,498	4.9	3,697	1.59
千 種	934	5.7	737	4.5	189	1.14
東	689	7.9	511	5.9	139	1.60
北	1,016	6.3	758	4.7	270	1.67
西	1,013	6.7	799	5.3	260	1.72
中 村	952	6.8	955	6.8	204	1.46
中	674	6.8	935	9.4	209	2.10
昭 和	818	7.5	519	4.8	147	1.36
瑞 穂	769	7.1	530	4.9	139	1.29
熱 田	377	5.6	400	6.0	97	1.45
中 川	1,555	7.1	1,183	5.4	398	1.83
港	733	5.2	549	3.9	284	2.02
南	777	5.9	568	4.3	185	1.41
守 山	1,337	7.6	717	4.1	283	1.60
緑	1,886	7.6	987	4.0	382	1.54
名 東	1,086	6.7	626	3.9	262	1.61
天 白	1,085	6.7	724	4.4	249	1.53

※令和5年については概数

※出生率・婚姻率・離婚率は人口千対

表 1－3 本市の合計特殊出生率と出生数（出生順位別・母の年齢階級別）の年次推移

年	合計 特殊 出生率	出生数	(再掲、出生順位別)			(再掲、母の年齢（5歳階級）別)					
			第1子	第2子	第3子 以降	20歳 未満	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40歳 以上
昭和35年	1.82	28,125	14,707	9,565	3,852	232	8,228	13,690	4,871	942	162
40	2.11	41,070	21,463	15,712	3,893	330	12,549	19,853	6,952	1,249	134
45	2.00	40,727	19,700	15,895	5,129	399	10,927	20,901	6,903	1,429	167
50	1.81	35,758	17,227	14,381	4,150	295	8,648	19,865	5,672	1,108	170
55	1.67	28,182	12,946	11,390	3,846	291	5,296	14,806	6,691	971	127
60	1.70	26,000	11,694	10,153	4,153	350	4,659	12,990	6,323	1,531	146
平成2年	1.47	22,607	10,537	8,501	3,569	326	3,289	11,215	6,152	1,405	219
7	1.34	21,013	10,500	7,657	2,856	266	3,086	9,289	6,709	1,463	200
12	1.26	20,760	10,561	7,544	2,655	299	2,337	8,385	7,354	2,153	232
17	1.21	19,046	9,721	7,027	2,298	271	2,013	5,711	7,898	2,818	334
22	1.36	20,125	10,236	7,246	2,643	228	1,700	5,636	7,615	4,252	694
23	1.38	19,868	10,127	7,126	2,615	226	1,594	5,514	7,492	4,333	709
24	1.36	19,610	10,004	7,004	2,602	190	1,465	5,475	7,262	4,431	787
25	1.38	19,492	9,940	7,049	2,503	203	1,390	5,332	7,211	4,455	901
26	1.38	19,316	9,826	7,023	2,467	222	1,371	5,035	7,273	4,447	968
27	1.42	19,606	10,053	7,013	2,540	195	1,288	5,020	7,475	4,569	1,059
28	1.44	19,542	10,041	7,041	2,460	180	1,309	5,014	7,453	4,496	1,090
29	1.42	19,120	9,625	7,043	2,452	140	1,264	4,714	7,465	4,505	1,032
30	1.42	18,904	9,539	6,951	2,414	121	1,272	4,783	7,249	4,416	1,063
令和元年	1.34	17,740	8,991	6,452	2,297	92	1,172	4,645	6,726	4,146	959
2	1.34	17,538	8,940	6,284	2,314	104	1,072	4,616	6,739	4,026	981
3	1.30	17,121	8,655	6,204	2,262	79	931	4,504	6,605	4,004	998
4	1.25	16,325	8,307	5,888	2,130	63	870	4,436	6,239	3,766	951
5	1.20	15,701	8,088	5,663	1,950	66	688	4,192	6,129	3,712	914

※出生順位、母の年齢のそれぞれについて不詳の場合があるため、総数と合わない場合あり

※合計特殊出生率の算定に当たっては、平成17年から本市の算定方法を全国の算定方法に合わせた（年齢別女子人口は日本人人口を使用）

※令和5年については概数

表 1－4 本市の平均初婚年齢の年次推移

年	男	女
	歳	歳
昭和45年	27.1	24.2
50	27.3	24.7
55	28.1	25.1
60	28.3	25.3
平成2年	28.5	25.8
7	28.7	26.4
12	29.1	27.2
17	30.2	28.2
22	30.8	28.9
23	31.0	29.1
24	31.0	29.2
25	31.2	29.1
26	31.2	29.4
27	31.3	29.5
28	31.4	29.4
29	31.3	29.3
30	31.4	29.3
令和元年	31.4	29.5
2	31.3	29.5
3	31.1	29.4
4	31.1	29.4

※令和5年については未定

出典：名古屋市健康福祉年報(人口動態統計編) (名古屋市健康福祉局)

2 次世代育成支援

表 2－1 子育て支援企業認定・表彰制度

年度	子育て支援企業数			
	新規認定企業数	表彰企業数 (再掲)	更新認定企業数	各年度末企業数
	社	社	社	社
元	15	5 (2)	59	213
2	15	5 (2)	62	227
3	19	8 (4)	68	241
4	21	7 (5)	67	257
5	12	1	15	264

※3年（更新後は5年）ごとに更新

表彰企業数の（ ）は、更新申請企業の表彰数

3 子育て支援

表3-1 子ども・子育て支援センター（758キッズステーション）

年度	キッズパーク 利用者数	講座参加者数	相談件数
	人	人	件
元	34,293	3,749	2,785
2	5,589	1,052	1,080
3	8,234	1,568	2,500
4	11,019	1,894	5,168
5	23,259	2,368	4,127

表3-2 赤ちゃん訪問事業

年度	訪問件数	対象者
	件	
元	9,147	平成30年10月～令和元年9月生まれの第1子
2	6,251	令和元年10月～令和2年9月生まれの第1子
3	5,633	令和2年10月～令和3年9月生まれの第1子
4	6,812	令和3年10月～令和4年9月生まれの第1子
5	7,851	令和4年10月～令和5年9月生まれの第1子

表3-3 名古屋のびのび子育てサポート事業（各年度末）

年度	活動件数	会員数			
			依頼会員	両方会員	提供会員
	件	人	人	人	人
元	21,987	9,066	7,423	421	1,222
2	15,696	8,751	7,158	364	1,229
3	15,220	8,429	6,864	314	1,251
4	16,427	8,254	6,738	277	1,239
5	18,717	8,334	6,845	275	1,214

表 3－4 つどいの広場事業

年度	補助か所数
	か所
元	2

※令和元年度で事業終了

表 3－5 地域子育て支援拠点事業

(各年度末)

年度	か所数
	か所
元	41
2	49
3	47
4	47
5	47

表 3－6 子育て応援拠点事業

(各年度末)

年度	か所数
	か所
元	4
2	8
3	11
4	14
5	14

※令和元年度より事業開始

表 3－7 児童遊園地・どんぐりひろば (各年度末)

年度		か所数	
		児童遊園地	どんぐりひろば
		か所	か所
元		113	381
2		111	377
3		107	373
4		105	368
5		102	363
公有地	市有地	53	275
	その他	8	2
民有地		41	86

表 3-8 子ども医療費助成対象者

(各年度末)

年度・区分		総計	乳幼児	小学生	中学生	高校生世代	平均
		人	人	人	人	人	人
元		282,430	126,317	105,388	49,827	898	274,706
2		280,635	123,753	104,946	50,257	1,679	274,296
3		322,738	121,014	104,390	51,116	46,218	279,227
4		321,781	117,401	104,221	51,362	48,797	315,271
5		318,381	113,515	103,415	51,651	49,800	312,607
加入 保険別	市	23,847	7,847	7,747	3,964	4,289	
	国保	23,847	7,847	7,747	3,964	4,289	
	一般退職	0	0	0	0	0	
	国保組合	10,875	3,436	3,521	1,964	1,954	
	協会けんぽ	121,594	41,186	39,499	20,783	20,126	
	組合健保	125,774	46,873	40,820	19,602	18,479	
	日雇特例	0	0	0	0	0	
	船員保険	138	51	43	23	21	
共済組合		36,153	14,122	11,785	5,315	4,931	

※令和2年1月から助成対象に高校生世代の入院を追加

※令和4年1月から助成対象に高校生世代の通院を追加

表 3-9 子ども医療費助成

年度・区分	件数	医療費総額	助成額
	件	円	円
元	4,724,106	50,564,941,602	11,032,758,301
2	3,626,293	41,759,518,035	9,091,931,231
3	4,193,380	49,489,133,561	10,775,203,603
4	4,879,714	55,476,647,149	12,503,354,510
5	5,634,328	60,249,140,504	14,420,282,597
国民健康保険	351,855	3,833,692,022	850,039,797
健康保険等	5,258,225	55,742,297,192	13,411,319,237
区分	24,248	673,151,290	158,923,563
医科（入院）	24,781	8,894,502,810	1,640,932,416
（入院外）	2,872,899	29,860,642,450	7,339,170,421
歯科	760,836	8,154,900,900	2,220,670,368
薬剤	1,896,867	11,855,969,250	2,860,442,228
訪問看護	7,323	531,523,530	117,032,260
柔道整復	46,424	268,618,374	80,235,708
鍼灸	950	9,831,900	2,875,633
区分	24,248	673,151,290	158,923,563

表 3-10 子ども医療費関係諸率

年度	受診率	1件あたり 医療費	1人あたり 医療費	1人あたり 助成額
	%	円	円	円
元	1,720	10,704	184,069	40,162
2	1,322	11,516	152,243	33,146
3	1,502	11,802	177,236	38,589
4	1,548	11,369	175,965	39,659
5	1,802	10,693	192,731	46,129

※受診率は総受診回数を受診者数で割った値に100を乗じたもの

表 3-11 ひとり親家庭等医療費助成対象者

(各年度末)

年度・区分		総計	母子家庭		父子家庭		平均
			母	児童	父	児童	
		人	人	人	人	人	人
元		38,459	15,134	21,998	544	783	37,604
2		37,399	14,651	21,469	516	763	36,623
3		36,407	14,294	20,873	496	744	35,712
4		35,076	13,805	20,087	471	713	34,415
5		34,280	13,468	19,670	456	686	33,400
加入 保険別	市	14,645	5,649	8,445	221	330	
	国	14,645	5,649	8,445	221	330	
	保	0	0	0	0	0	
	一般						
	退職						
	国保組合	313	124	169	8	12	
	協会けんぽ	14,062	5,550	8,045	186	281	
	組合健保	4,712	1,930	2,688	38	56	
	日雇特例	0	0	0	0	0	
	船員保険	0	0	0	0	0	
	共済組合	548	215	323	3	7	

※「母子家庭」の「児童」中には「父母のない児童」を含む

表 3－1 2　ひとり親家庭等医療費助成

年度・区分	件数	医療費総額	助成額
	件	円	円
元	577,096	6,382,740,198	1,643,636,022
2	488,255	5,618,000,878	1,454,532,217
3	521,587	6,156,684,688	1,563,210,788
4	530,610	6,448,808,531	1,593,320,608
5	576,550	6,747,149,708	1,706,595,882
国民健康保険	240,023	2,952,086,041	676,875,108
健康保険等	333,986	3,730,372,905	1,019,001,873
区分	2,541	64,690,762	10,718,901
医科（入院）	1,819	758,971,100	96,038,850
（入院外）	292,938	3,219,616,380	865,232,587
歯科	75,819	1,005,776,280	292,241,674
薬剤	190,316	1,570,085,260	406,151,398
訪問看護	753	45,631,710	11,602,053
柔道整復	11,156	69,291,488	20,735,206
鍼灸	1,208	13,086,728	3,875,213
区分	2,541	64,690,762	10,718,901

表 3－1 3　ひとり親家庭等医療費助成関係諸率

年度	受診率	1件あたり 医療費	1人あたり 医療費	1人あたり 助成額
	%	円	円	円
元	1,535	11,060	169,736	43,709
2	1,333	11,506	153,401	39,716
3	1,461	11,804	172,398	43,773
4	1,541	12,154	187,384	46,300
5	1,726	11,703	202,010	51,096

※受診率は総受診回数を受診者数で割った値に100を乗じたもの

表 3－1 4 産前・産後ヘルプ事業

年度	派遣実人数	派遣延回数	派遣延時間数
	人	日	時間
元	755	10,519	19,623
2	766	11,977	23,703
3	969	16,276	32,229
4	973	13,743	27,463
5	961	14,720	29,336

表 3－1 5 子育て家庭優待カード事業

(各年度末)

年度	ぴよか交付枚数		協賛店舗・施設数	
	カード	携帯電話画像		商店街組合員数 (再掲)
	枚	件	か所	か所
元	(旧)392,475 (新)283,073	(旧)9,553 (新)5,203	5,074	2,825
2	315,898	6,801	4,957	2,692
3	344,422	7,804	5,034	2,692
4	371,423	8,703	5,066	2,692
5	398,787	9,464	5,093	2,692

※新カードを3年の有効期限を迎える年度の12月に送付しているため、

令和元年度は従来の旧カードの交付に加え、新カードも交付

※令和元年度に作成した新カードから有効期限を撤廃

表 3－1 6 なごや子育てアプリNAGOMii(なごみー)

(各年度末)

年度	ダウンロード数
	件
元	27,586
2	14,486
3	13,318
4	14,852
5	15,185

表 3－1 7 多胎児家庭支援事業（令和 5 年度より本格実施）

年度	健診同行支援	訪問支援	電話相談	オンラインプレファミリー教室
	件	件	件	組
2	1	4	1	—
3	4	41	20	—
4	9	63	43	—
5	21	59	50	37

※健診同行支援、電話相談は令和2年11月、訪問支援は令和3年1月より事業開始

※オンラインプレファミリー教室は令和5年度より事業開始

表 3－1 8 ナゴヤわくわくプレゼント事業

年度	対象者数
	人
2	17,696
3	16,724
4	17,900
5	17,437

※令和3年8月より、令和3年4月1日以降に出生した児童（令和3年度予算）及び
令和2年4月1日から令和3年3月31日までに出生した児童（令和2年度補正予算
を全額繰越）を対象に事業開始

表 3－1 9 妊婦タクシー利用支援事業

年度	タクシー券送付数
	人
4	13,927
5	17,225

※令和5年1月から事業開始。送付対象者は母子健康手帳の交付を受けた、出産予定日
が令和5年1月1日以降の妊婦

表 3－2 0 名古屋市妊婦・子育て家庭応援金支給事業

年度	妊婦応援金		子育て家庭応援金	
	件数	支給金額	件数	支給金額
	件	円	件	円
4	799	39,950,000	799	39,950,000
5	36,705	1,835,250,000	24,932	1,246,600,000

※令和5年3月より、令和4年4月1日以降に妊娠届出をした妊婦及び
令和4年4月1日以降に出生した児童の産婦（又は養育者）を対象に事業を開始

表 3－2 1 名古屋市子どものインフルエンザ予防接種費用の助成事業

年度	延べ人数	小学校6年生 相当の年齢		中学校3年生 相当の年齢	高等学校3年生 相当の年齢
		1回目	2回目		
	人	人	人	人	人
5	33,647	8,847	7,596	9,850	7,354

※令和5年10月より事業開始

※小学校6年生相当の年齢の方は2回接種

4 母子保健事業

表4－1 妊娠届出数

年度	妊娠の届出をした者の数	妊娠週（月）数別人数					
		満11週以内 (第3月以内)	満12週～19週 (第4月～第5月)	満20週～27週 (第6月～第7月)	満28週以上 (第8月以内)	分娩後	不詳
	人	人	人	人	人	人	人
元	19,851	18,336	1,020	131	90	274	0
2	18,887	17,765	811	112	81	118	0
3	18,060	16,999	785	97	73	106	0
4	17,711	16,574	736	116	71	214	0
5	16,670	15,643	641	101	47	238	0

表4－2 妊婦健康診査

年度	受診件数
	件
元	233,481
2	226,100
3	218,722
4	209,974
5	201,875

表4－3 産婦健康診査

年度	受診件数
	件
元	32,358
2	32,004
3	32,267
4	30,747
5	30,336

表4－4 乳児一般健康診査

年度	受診件数
	件
元	30,685
2	30,401
3	30,237
4	29,155
5	28,589

表4－5 新生児聴覚検査

年度	受診件数
	件
2	6,524
3	15,163
4	14,534
5	14,417

※令和2年10月事業開始

表 4－6 乳幼児健康診査

年度	3 か月児			1 歳 6 か月児			3 歳児		
	対象者数	受診者数	実施率	対象者数	受診者数	実施率	対象者数	受診者数	実施率
	人	人	%	人	人	%	人	人	%
元	17,269	16,818	97.4	18,195	17,547	96.4	17,913	17,212	96.1
2	19,656	18,430	93.8	15,515	14,697	94.7	16,287	15,494	95.1
3	17,678	17,064	96.5	22,177	21,126	95.3	22,692	21,627	95.3
4	16,933	16,483	97.3	17,125	16,713	97.6	17,821	17,409	97.7
5	16,322	15,849	97.1	16,679	16,281	97.6	16,832	16,420	97.6

表 4－7 乳幼児発達相談

区別	指導延人員数	
	身体面	精神面
	人	人
元	1,974	2,127
2	1,447	1,116
3	1,729	1,143
4	2,010	1,326
5	2,032	1,499

表 4－8 妊産婦歯科診査

年度	受診者数		
		妊婦	産婦
	人	人	人
元	14,747	8,357	6,390
2	14,128	8,001	6,127
3	15,138	8,564	6,574
4	14,792	8,427	6,365
5	13,539	7,624	5,915

表 4－9 先天性心臓疾患児精密健康診査

年度	受診者数
	人
元	4
2	5
3	1
4	0
5	0

表４－１０ 先天性代謝異常等検査

年度	受診者数	患者数		
		代謝異常症	クレチン症	先天性副腎過形成症
	人	人	人	人
元	18,527	3	14	4
2	18,346	3	14	0
3	18,318	0	17	1
4	17,318	2	17	0
5	16,986	3	6	1

※患者数は、受診者のうち発見された患者の数

表４－１１ 「母子健康手帳」及び「母と子の健康のために」交付数

年度	交付数計	母子健康手帳									母と子の健康のために
		日本語版	英語版	中国語版	ハングル語版	スペイン語版	ポルトガル語版	タガログ語版	ベトナム語版	ネパール語版	
	冊	冊	冊	冊	冊	冊	冊	冊	冊	冊	冊
元	20,365	19,543	409	114	13	17	60	66	143	—	22,225
2	19,381	18,740	296	64	12	12	34	45	178	—	21,052
3	18,476	17,930	255	52	5	5	14	39	176	—	20,225
4	18,223	17,541	297	40	4	10	19	36	235	41	19,728
5	17,200	16,293	324	56	6	13	17	34	313	144	18,555

※ネパール語版は、令和4年10月から交付開始

表４－１２ 両親学級（パパママ教室）

年度	両親教室		母乳推進事業		共働きカップルのためのパパママ教室		
	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	
						妊婦	夫
	回	人	回	人	回	人	人
元	218	5,306	245	1,341	66	1,217	1,215
2	61	931	186	671	52	681	672
3	151	1,719	182	661	72	825	814
4	186	3,269	223	798	56	706	717
5	243	4,672	247	868	51	601	599

表4-13 子育て教室

年度	子育て教室	
	実施回数	参加者数
	回	人
元	1,979	27,390
2	257	1,763
3	407	3,292
4	1,365	12,311
5	1,654	17,596

※令和2年度より子育て教室は親支援グループミーティングも含めた子育て講座として再編

表4-14 食育実践支援事業

年度	食育実践支援事業								
	妊産婦食教室		離乳食教室		幼児食教室		その他		個別相談
	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	件数
	回	人	回	人	回	人	回	人	件
元	247	1,971	921	13,883	200	6,727	18	352	41,534
2	50	489	208	1,113	39	824	3	146	36,134
3	113	767	491	5,731	116	2,004	3	33	45,145
4	193	1,461	773	8,671	120	1,724	23	630	39,549
5	263	1,942	974	10,818	153	3,534	31	933	38,529

表4-15 子育てサロン

年度	実施回数	参加者数
	回	人
元	1,187	13,078

※令和元年度で事業終了

表4-16 親支援のためのグループミーティング

年度	実施回数	参加者数
	回	人
元	93	482

※令和2年度より子育て講座として再編

表４－１７ 訪問指導

年度	妊産婦		未熟児		新生児		乳児	
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
	人	人	人	人	人	人	人	人
元	18,345	20,233	467	628	3,926	4,109	14,809	16,892
2	16,727	18,315	378	450	2,824	2,962	14,196	16,028
3	15,838	16,840	351	396	1,975	2,077	14,301	15,433
4	15,807	16,996	360	420	1,740	1,862	14,501	15,853
5	15,954	17,348	398	485	1,574	1,699	14,748	16,229

表４－１８ 思春期セミナー

年度	実施回数	受講者数
	回	人
元	302	27,571
2	158	14,869
3	124	12,118
4	246	20,805
5	270	23,607

表４－１９ 子どもあんしん電話相談事業

年度	相談 件数	相談対象者別件数					
		1歳未満	1～6歳	小学生	中学生	高校生	その他
	件	件	件	件	件	件	件
元	9,487	2,264	5,761	1,155	143	60	162
2	5,546	1,379	3,351	615	104	45	90
3	6,710	1,566	4,206	677	117	45	144
4	7,492	1,712	4,468	980	178	75	121
5	6,931	1,499	3,889	1,123	194	90	184

※相談件数は、相談者1名に対し複数の相談対象者の事例があり、相談対象者別件数の合計と一致しない場合あり

表４－２０ 子育て総合相談窓口

年度	電話	面接	合計
	件	件	件
元	30,783	43,628	74,411
2	29,126	40,032	69,158
3	26,636	38,907	65,543
4	26,010	37,310	63,320
5	26,681	37,478	64,159

表４－２１ なごや妊娠ＳＯＳ

年度	相談件数
	件
元	275
2	299
3	187
4	196
5	172

表４－２２ 産後ケア事業

年度	宿泊型		日帰り型		訪問型	
	利用実組数	利用日数	利用実組数	利用日数	利用実組数	利用日数
	組	日	組	日	組	日
元	29	161	6	21	—	—
2	63	353	4	11	—	—
3	75	449	10	28	—	—
4	144	732	14	28	—	—
5	281	1,434	34	87	1	1

※訪問型は令和6年1月より開始

表４－２３ 未熟児養育医療給付事業

年度	承認件数	出生時体重別件数			
		1,800g以下	1,801g～ 1,900g	1,901g～ 2,000g	2,001g以上
	件	件	件	件	件
元	595	293	56	87	159
2	575	263	41	74	197
3	629	262	62	71	234
4	595	249	60	58	228
5	651	281	61	72	237

表 4－2 4 自立支援医療（育成医療）給付事業

年 度	総 数	肢 体 不 自 由	視 覚 障 害	聴 覚 障 害 平 衡	や 音 く 機 能 障 害 そ し	心 臓 障 害	じん 臓 機 能 障 害	肝 臓 機 能 障 害	小 腸 機 能 障 害	内 臓 障 害 そ の 他	免 疫 機 能 障 害
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
元	204	12	6	8	137	32	1	1	0	7	0
2	261	23	7	7	180	39	2	0	0	3	0
3	142	5	1	6	112	16	0	0	1	1	0
4	95	6	1	5	72	10	0	0	0	1	0
5	85	5	1	5	63	9	0	0	0	2	0

表 4－2 5 小児慢性特定疾病医療費支給

(各年度末)

年度・疾患群	患者数
元	1,591
2	1,776
3	1,627
4	1,587
5	1,531
悪 性 新 生 物	244
慢 性 腎 疾 患	102
慢 性 呼 吸 器 疾 患	69
慢 性 心 疾 患	227
内 分 泌 疾 患	183
膠 原 病	63
糖 尿 病	118
先 天 性 代 謝 異 常	20
血 液 疾 患	63
免 疫 疾 患	12
神 経 ・ 筋 疾 患	169
慢 性 消 化 器 疾 患	140
染 色 体 又 は 遺 伝 子 に 変 化 を 伴 う 症 候 群	59
皮 膚 疾 患	15
骨 系 統 疾 患	39
脈 管 系 疾 患	8

表 4－2 6 不妊治療費助成事業

年度	特定不妊治療費助成事業					一般不妊治療費助成事業	
	助成実組数	助成件数	体外受精	顕微授精	男性不妊治療のみ	助成実組数	助成件数
	組	件	件	件	件	組	件
元	2,033	3,428	634	1,236	10	803	808
2	2,115	3,516	573	1,327	16	838	847
3	3,695	6,887	1,117	2,365	14	1,520	1,535
4	1,812	2,099	359	699	3	130	130
5	36	36	0	3	0	—	—

※体外受精と顕微授精の分けの把握は治療区分Aと治療区分Bのみである。

※令和4年4月から不妊治療費の保険適用化により、令和4年度は令和3年度までに治療開始した者の経過措置期間のみである。

※特定不妊治療費助成事業の令和5年度分については、経過措置期間に治療が終了し、令和5年度に申請があったもの。

表 4－2 7 不育症相談支援事業

年度	不育症相談件数	不妊症相談件数
	件	件
元	70	8
2	87	25
3	33	23
4	60	36
5	41	34

※令和元年度より不妊症相談を開始

5 社会的養育

表5-1 本市所管児童福祉施設の児童入所状況

(令和6年3月1日)

種別	施設名	設置主体	定員	現在員
乳 児 院	ひばり荘	市	15	8
	衆善会乳児院	福	40	19
	玉葉会乳児院	〃	35	24
	ほだか	〃	15	9
	計	4か所	105	60
母 子 生 活 支 援 施 設	五条荘	市	30	28 (2)
	にじが丘荘	〃	30	25 (6)
	名古屋厚生会館愛のホーム	福	30	20 (8)
	愛知しらゆり荘	〃	20	20 (10)
	愛知昭和荘	〃	30	11 (3)
	計	5か所	140	104 (29)
児 童 養 護 施 設	ひばり荘	市	48	43
	名古屋若松寮	福	28	28
	(はぐみ	〃	6	6)
	(つむぎ	〃	6	6)
	駒方寮	〃	39	38
	(ドミトリー駒方	〃	6	5)
	(ルピナス駒方	〃	6	6)
	名古屋養育院	〃	53	51
	(ドミトリー南風	〃	6	5)
	(ドミトリー桜風	〃	6	5)
	南山寮	〃	43	43 (1)
	(みなみ	〃	6	5)
	(やまなみ	〃	6	6)
	名広愛児園	〃	45	33
	(ニコニコ寮	〃	6	5)
	(Smile	〃	6	6)
	金城六華園	〃	45	40
	慈友学園	公財	30	29
	晴光学院	福	40	37
	(晴光ホーム	〃	6	6)
	(ひかりホーム	〃	6	6)
	和進館児童ホーム	〃	45	44
	鳴海聖園天使園	〃	45	36
	(みそのホームゆり	〃	6	5)
	(みそのホームもも	〃	6	5)
	那爛陀学苑	〃	29	28
	(ハルモニー	〃	6	6)
	(六海克己	〃	6	6)
	ゆうりん	〃	27	27
	(かえで	〃	6	6)
	(けやき	〃	6	6)
	(あおい	〃	6	6)
	(ゆう	〃	6	6)
	計	13か所	637	590 (1)
児 童 自 立 支 援 施 設	玉野川学園	市	96	15 (1)
児 童 心 理 治 療 施 設	くすのき学園	市	50	30

※「現在員」のうち市外児童の人数を（ ）内に再掲

※「児童養護施設」のうち（ ）内は地域小規模児童養護施設

表 5－2 里親登録者数

(各年度末)

区分	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	新規	取消
登録 里親数	世帯 214	世帯 232	世帯 273	世帯 320	世帯 354	世帯 50	世帯 16
児童が委託 されている 里親数	70	81	90	97	106	42	36

表 5－3 児童相談所相談種類別受付件数

年度	養護相談		保健 相談	障害相談							非行相談		育成相談					その 他の 相談	計
	児童 相談 虐待	その他 相談		肢体 不自由 相談	視聴覚 障害 相談	障害等 言語発 達相 談	障害重 症心 身相 談	知的 障害 相談	自閉 症相 談	ぐ 犯行 為等 相談	触法 行為 等相 談	性 格行 動相 談	不登 校相 談	適性 相談	しつけ 育児・ 相談				
元	3,836	1,944	9	5	0	4	99	63	32	124	94	346	182	157	92	145	7,132		
2	3,920	2,328	2	11	1	2	93	53	9	137	75	253	119	154	81	236	7,474		
3	3,911	2,391	7	3	1	1	87	56	17	133	84	219	108	157	75	221	7,471		
4	3,459	2,456	6	5	0	1	101	33	34	188	101	214	81	160	79	267	7,185		
5	3,600	2,265	7	6	0	4	77	39	31	155	129	203	99	197	58	285	7,155		

表 5－4 児童相談所相談対応件数

年度	訓 戒・ 誓約	児 童 指 導 社 司	福 祉 事 務 所 へ の 送 致	児 童 委 員 の 指 導	里 親 委 託	児童福祉 施設		機 関 指 定 医 療 委 託	家 庭 裁 判 所 へ の 送 致	面 接 指 導	そ の 他	計
						入 所	通 所					
元	件 17	件 85	件 448	件 0	件 32	件 223	件 1	件 2	件 6	件 6,602	件 34	件 7,450
2	件 18	件 89	件 718	件 0	件 40	件 183	件 3	件 1	件 4	件 6,747	件 26	件 7,829
3	件 15	件 97	件 880	件 0	件 54	件 238	件 0	件 0	件 3	件 6,212	件 22	件 7,521
4	件 21	件 47	件 822	件 0	件 35	件 124	件 2	件 1	件 2	件 5,810	件 25	件 6,889
5	件 27	件 69	件 1,046	件 0	件 31	件 122	件 3	件 0	件 4	件 5,810	件 17	件 7,129

※令和3年度以前は新規受付相談及び過年度からの継続相談への対応件数であり、令和4年度以降は新規受付相談への対応件数（表 5－5 についても同様）

表 5－5 児童相談所養護相談理由別対応件数

年度・区分	家出	死亡	離婚	傷病	家族環境	その他	計
	件	件	件	件	件	件	件
元	8	16	7	168	5,746 (3,892)	118	6,063
2	6	8	4	167	6,248 (3,865)	108	6,541
3	13	11	4	210	6,060 (3,735)	82	6,380
4	7	10	1	207	5,369 (3,089)	75	5,669
5	4	11	20	156	5,592 (3,490)	90	5,873
児童福祉施設に入所	0	1	0	7	92 (76)	11	111
里親委託	0	1	0	4	14 (11)	12	31
面接指導	4	9	20	141	4,392 (2,389)	58	4,624
その他	0	0	0	4	1,094 (1,014)	9	1,107

※「家族環境」のうち虐待の件数を（ ）内に再掲

表 5－6 児童相談所一時保護児童

年度	保護人員数	保護延日数	1日当たり保護人員数	1人当たり保護日数
	人	日	人	日
元	1,060	26,745	73.1	25.2
2	1,046	23,686	64.9	22.6
3	1,135	24,346	66.7	21.5
4	1,138	25,624	70.2	22.5
5	1,253	25,650	70.1	20.5

表 5－7 自立援助ホーム入所状況

(各年度末)

年度	入所児童数	区分	令和5年度 入退所児童数
	人		人
元	11	入所	5
2	9	退所	6
3	10		
4	12		
5	11		

表５－８ 地域子ども相談室の実績

(１) 相談件数

年度	電話相談	来所相談	訪問相談	心理療法	通所指導	eメール相談	その他	相談総数
	件	件	件	件	件	件	件	件
元	890	790	272	175	148	11	1	2,287
2	1255	675	464	277	189	3	2	2,865
3	934	692	275	298	123	13	2	2,337
4	1,015	629	248	231	162	5	10	2,300
5	944	655	281	232	128	0	0	2,240

(２) 児童相談所からの委託による指導件数

年度	電話相談	来所相談	訪問相談	心理療法	通所指導	Eメール相談	その他	相談総数
	件	件	件	件	件	件	件	件
元	198	55	154	10	57	2	0	476
2	258	57	313	75	58	0	0	761
3	158	52	197	49	0	0	0	456
4	266	81	176	55	52	0	0	630
5	417	81	205	57	76	0	0	836

表５－９ 子どもの短期入所生活援助（ショートステイ）事業

年度	乳児院		児童養護施設		計	
	施設数	延利用日数	施設数	延利用日数	施設数	延利用日数
	か所	日	か所	日	か所	日
元	4	670 (556)	13	573	17	1,243
2	4	603 (556)	13	523	17	1,126
3	4	648 (370)	13	715 (108)	17	1,363
4	4	465 (264)	13	884 (464)	17	1,349
5	4	609 (344)	13	905 (566)	17	1,514

※ () 内は里親ショートステイ利用実績再掲

表５－１０ 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）

年度	施設数	定員	年度末在籍数
	か所	人	人
元	5	29	20
2	6	35	23
3	8	46	31
4	10	56	41
5	11	62	49

表５－１１ 児童養護施設等退所児童就労支援事業の実績

(１) 既退所児童

年度	相談人数	相談件数				
		電話相談	来所相談	訪問相談	通信相談	相談総数
	人	件	件	件	件	件
元	300	178	12	181	46	417
2	371	276	17	262	78	633
3	246	336	32	309	77	754
4	162	262	43	247	129	681
5	227	306	12	304	127	749

(２) 入所児童

年度	相談人数	相談件数				
		電話相談	来所相談	訪問相談	通信相談	相談総数
	人	件	件	件	件	件
元	220	129	14	175	19	337
2	108	60	7	63	14	144
3	95	133	20	59	10	222
4	77	140	5	43	1	189
5	130	158	14	292	12	476

※通信相談とは、Ｅメール、手紙による相談

6 障害児支援・発達障害者支援

表6-1 本市所管障害児施設の児童入所・通所状況 (令和6年3月1日)

種別	施設名	設置主体	定員	現在員
福祉型障害児入所施設	あけぼの学園	市	人 80	人
	愛松学園	福	30	27 (3)
	計	2か所	110	
医療型障害児入所施設	名古屋市重症心身障害児者施設	市	90	
福祉型児童発達支援センター	中央療育センター (みどり学園)	市	30	33
	中央療育センター (すぎのこ学園)	〃	30	23 (1)
	西部地域療育センター	〃	40	40
	北部地域療育センターよつば	福	40	41
	南部地域療育センターそよ風	〃	57	54
	東部地域療育センターぽけっと	〃	43	44
	発達センターあつた	〃	39	40
	発達センターちよだ	〃	24	25
	さわらび園	〃	30	30
	計	9か所	333	330 (1)
医療型児童発達支援センター	中央療育センター (わかくさ学園)	市	40	10

※「現在員」のうち市外児童の人数を（ ）内に再掲

表6-2 地域療育センターの実績

施設名	発達相談事業 (令和5年度総数)		療育グループ 事業 (令和5年度 総利用者数)
		うち発達障害	
	人	人	人
中央療育センター	956	390	257
西部地域療育センター	634	331	158
北部地域療育センター よつば	452	264	104
南部地域療育センター そよ風	439	76	249
東部地域療育センター ぽけっと	549	208	290
計	3,030	1,269	1,058

表 6－3 児童発達支援の支給決定・利用実績

(1) 支給決定・利用実績

区分	支給決定		利用実績	
	支給決定者数	支給決定量	利用者数	利用量
	人	日	人	日
令和2年3月	1,750	34,494	1,501	18,220
令和3年3月	1,831	36,722	1,658	20,289
令和4年3月	2,223	44,721	1,700	21,096
令和5年3月	2,684	47,238	2,397	28,509
令和6年3月	3,280	59,175	2,849	34,544

(2) 年間利用実績

区分	延利用者数	利用量	支払額
	人	日	円
平成31年3月 ～ 令和2年2月	15,775	198,213	2,417,290,290
令和2年3月 ～ 令和3年2月	16,979	216,993	2,856,134,864
令和3年3月 ～ 令和4年2月	20,123	254,993	3,572,061,334
令和4年3月 ～ 令和5年2月	24,108	304,921	4,381,707,237
令和5年3月 ～ 令和6年2月	29,056	368,203	5,352,038,971

表 6－4 医療型児童発達支援の支給決定・利用実績

(1) 支給決定・利用実績

区分	支給決定		利用実績	
	支給決定者数	支給決定量	利用者数	利用量
	人	日	人	日
令和2年3月	24	314	18	61
令和3年3月	23	309	13	64
令和4年3月	13	166	11	77
令和5年3月	14	182	12	64
令和6年3月	17	189	14	86

(2) 年間利用実績

区分	延利用者数	利用量	支払額
	人	日	円
平成31年3月 ～ 令和2年2月	235	1,376	6,146,398
令和2年3月 ～ 令和3年2月	141	598	2,894,779
令和3年3月 ～ 令和4年2月	119	705	3,228,129
令和4年3月 ～ 令和5年2月	129	774	4,150,061
令和5年3月 ～ 令和6年2月	134	825	4,706,855

※平成29年度より児童発達支援と医療型児童発達支援を区分して作成

表 6－5 放課後等デイサービスの支給決定・利用実績

(1) 支給決定・利用実績

区分	支給決定		利用実績	
	支給決定者数	支給決定量	利用者数	利用量
	人	日	人	日
令和2年3月	4,364	98,284	3,496	51,876
令和3年3月	4,579	102,322	4,115	58,573
令和4年3月	5,209	117,655	4,527	63,002
令和5年3月	5,739	142,741	5,206	75,130
令和6年3月	6,724	131,897	5,779	75,544

(2) 年間利用実績

区分	延利用者数	利用量	支払額
	人	日	円
平成31年3月 ～ 令和2年2月	45,964	684,438	6,954,361,648
令和2年3月 ～ 令和3年2月	47,846	731,799	7,916,403,474
令和3年3月 ～ 令和4年2月	53,957	797,500	8,659,298,979
令和4年3月 ～ 令和5年2月	60,482	866,628	9,432,228,527
令和5年3月 ～ 令和6年2月	68,002	955,425	10,764,974,907

表 6－6 保育所等訪問支援の支給決定・利用実績

(1) 支給決定・利用実績

区分	支給決定		利用実績	
	支給決定者数	支給決定量	利用者数	利用量
	人	日	人	日
令和2年3月	92	260	22	32
令和3年3月	96	279	28	29
令和4年3月	199	448	40	45
令和5年3月	313	781	141	266
令和6年3月	407	466	178	296

(2) 年間利用実績

区分	延利用者数	利用量	支払額
	人	日	円
平成31年3月 ～ 令和2年2月	268	394	6,236,281
令和2年3月 ～ 令和3年2月	288	442	6,637,362
令和3年3月 ～ 令和4年2月	527	863	15,672,566
令和4年3月 ～ 令和5年2月	1,122	1,931	31,914,390
令和5年3月 ～ 令和6年2月	1,740	3,303	52,652,822

表 6－7 障害児相談支援の支給決定実績

区分	支給決定者数
	人
令和2年3月	3,570
令和3年3月	3,393
令和4年3月	4,275
令和5年3月	4,739
令和6年3月	5,272

表 6－8 いこいの家利用実績

年度	天神山 いこいの家		桜山 いこいの家		あつた いこいの家		千種・守山 いこいの家		小計	
	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
元	759	57	851	74	410	33	976	42	2,996	206
2	687	33	892	55	421	26	758	29	2,758	143
3	478	46	359	33	209	21	585	32	1,631	132
4	450	41	417	49	388	37	722	77	1,977	204
5	674	55	615	59	604	49	772	60	2,665	223
年度	施設活用型 いこいの家		出前型 いこいの家		小計		合計			
	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員		
	人	人	人	人	人	人	人	人		
元	1,404	375	533	61	1,937	436	4,933	642		
2	2,115	323	0	0	2,115	323	4,873	466		
3	3,001	393	0	0	3,001	1,470	4,632	525		
4	4,015	599	0	0	4,015	599	5,992	803		
5	3,839	2,009	0	0	3,839	2,009	6,504	2,232		

※施設活用型：平成29年8月より4か所、平成30年8月より1か所開始

令和元年8月から3か所（うち2か所は出前型からの移行）、令和2年1月から1か所開始、令和2年8月から1か所開始、令和4年6月から1か所開始

※出前型：平成27・28年度はモデル実施、平成29年12月より2か所本格実施

出前型2か所は令和元年7月まで実施し、同年8月からは施設活用型へ移行

表 6－9 発達障害者支援センターりんくす名古屋の実績

年度	相談支援		就労支援	
	実支援人数	延支援件数	実支援人数	延支援件数
	人	件	人	件
元	1,095	1,770	241	985
2	908	1,836	203	955
3	1,037	2,083	202	768
4	1,088	1,976	170	659
5	963	2,058	151	658

7 配偶者からの暴力（DV）被害者等の相談支援

表 7－1 女性福祉相談の実績

年度	延相談件数		内訳					
			面接相談		電話相談等		出張相談	
		うちDV		うちDV		うちDV		うちDV
	件	件	件	件	件	件	件	件
元	12,624	9,742	7,261	5,684	4,726	3,576	637	482
2	16,001	12,292	8,507	6,600	6,956	5,289	538	403
3	12,681	9,576	6,499	4,911	5,632	4,263	550	402
4	13,196	9,956	6,826	5,132	5,850	4,432	520	392
5	14,134	10,107	7,370	5,326	6,234	4,458	530	323

※相談件数は、配偶者暴力相談支援センターと社会福祉事務所の合計

※電話相談等には、DV被害者ホットライン事業及びDV被害者SNS相談事業を含む

表 7－2 配偶者からの暴力（DV）被害者支援策の実績

年度	DV被害者ホット		DV被害者SNS		緊急宿泊 事業	中期滞在 支援事業	見守り・ 同行支援 事業	通訳 派遣事業
	ライン事業	うちDV	相談事業	うちDV				
	件	件	件	件	件	件	件	件
元	288	232	—	—	2	2	4	40
2	289	231	—	—	5	1	1	28
3	249	190	32	28	5	1	1	24
4	276	191	22	21	8	2	3	39
5	288	204	44	43	12	2	2	8

※DV被害者SNS相談事業は令和3年7月開始

8 児童虐待の対策

表 8－1 児童相談所年齢・相談種別児童虐待相談対応件数

年度・区分	身体的虐待	保護の怠慢 ないし拒否	性的虐待	心理的虐待	計
	件	件	件	件	件
元	943	753	14	2,182	3,892
2	899	562	33	2,371	3,865
3	864	598	40	2,233	3,735
4	681	481	28	1,899	3,089
5	863	504	18	2,105	3,490
0歳～3歳未満	54	101	0	466	621
3歳～学齢前児童	138	137	0	516	791
小学生	353	168	7	678	1,206
中学生	195	69	6	280	550
高校生・その他	123	29	5	165	322

※令和3年度以前は新規受付相談及び過年度からの継続相談への対応件数であり、
令和4年度以降は新規受付相談への対応件数

表 8－2 子ども電話相談事業

年度	相談経路別件数							相談内容別件数					
	児童	保護者	一般成人	近隣知人	関係機関	その他	合計	虐待	親子関係不調	一般児童相談	保護者自身	その他	合計
元	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
	10	908	93	11	16	51	1,089	34	10	540	372	133	1,089
2	69	2,741	148	28	18	655	3,659	160	59	1,939	333	1,168	3,659
	15	891	75	14	15	105	1,115	28	24	507	371	185	1,115
3	85	2,743	271	14	8	1,134	4,255	124	70	2,115	249	1,697	4,255
	17	1,077	39	22	7	92	1,254	21	31	576	452	174	1,254
4	50	2,984	182	14	20	1,079	4,329	69	75	2,283	363	1,539	4,329
	9	1,131	51	11	12	140	1,354	19	37	437	598	263	1,354
5	39	2,935	110	19	10	915	4,028	66	82	2,116	416	1,348	4,028
	7	1,231	66	10	22	204	1,540	15	23	476	679	347	1,540
	72	3,554	184	7	15	887	4,719	38	99	2,491	662	1,429	4,719

※上段：平日昼間の相談件数 下段：休日・夜間の相談件数

表 8－3 養育支援ヘルパーの派遣実績

年度	延派遣世帯数	延派遣回数
	世帯	件
元	99	4,350
2	95	3,943
3	83	3,463
4	67	2,981
5	80	2,596

表 8－4 家庭復帰支援事業

年度	家庭復帰児童数
	人
元	29
2	49
3	32
4	25
5	38

9 保育

表 9－1 就学前児童・待機児童等

(各年度4月1日)

年度	就学前児童数		利用定員		利用児童数		待機児童数	
	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上
	人	人	人	人	人	人	人	人
31	56,959	57,574	20,913	29,306	20,026	27,287	0	0
2	55,476	57,282	21,836	30,104	20,252	27,854	0	0
3	53,305	56,624	22,676	30,810	20,330	28,427	0	0
4	51,685	55,242	23,319	31,235	20,367	28,807	0	0
5	49,850	53,575	23,325	31,591	20,549	29,049	0	0

表 9－2 保育所等利用児童

(各年度3月1日)

年度 区分	施設数			利用定員			現在員		
	公立	民間	計	公立	民間	計	公立	民間	計
	か所	か所	か所	人	人	人	人	人	人
元	101	383	484	9,837	37,631	47,468	10,047	36,347	46,394
2	99	407	506	9,647	39,416	49,063	9,697	37,805	47,502
3	95	432	527	9,257	41,111	50,368	9,192	39,218	48,410
4	90	454	544	8,827	42,505	51,332	8,753	40,321	49,074
5	87	468	555	8,532	43,333	51,865	8,296	41,258	49,554
千種	7	33	40	706	2,289	2,995	657	2,291	2,948
東	2	17	19	190	1,268	1,458	284	1,352	1,636
北	8	32	40	790	2,559	3,349	755	2,460	3,215
西	4	31	35	380	2,642	3,022	306	2,689	2,995
中村	4	22	26	390	2,492	2,882	367	2,143	2,510
中	2	19	21	200	1,271	1,471	193	1,028	1,221
昭和	2	23	25	210	2,162	2,372	195	2,192	2,387
瑞穂	3	25	28	280	2,066	2,346	272	2,132	2,404
熱田	3	10	13	300	1,252	1,552	276	1,073	1,349
中川	7	41	48	728	4,301	5,029	780	4,152	4,932
港	9	25	34	790	3,040	3,830	682	2,516	3,198
南	5	23	28	480	2,828	3,308	376	2,445	2,821
守山	9	38	47	898	3,544	4,442	811	3,648	4,459
緑	9	65	74	890	5,599	6,489	967	5,396	6,363
名東	8	31	39	780	2,946	3,726	842	2,668	3,510
天白	5	33	38	520	3,074	3,594	533	3,073	3,606

※地域型保育事業については含まない

表9－3 年齢別保育所等利用児童

(各年度3月1日)

年度	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	計
	人	人	人	人	人	人
元	3,646 (495)	7,161 (1,283)	8,309 (1,643)	9,232 (2,047)	18,046 (4,579)	46,394 (10,047)
2	3,827 (483)	7,307 (1,233)	8,594 (1,614)	9,367 (1,971)	18,407 (4,396)	47,502 (9,697)
3	3,896 (468)	7,528 (1,169)	8,586 (1,516)	9,609 (1,883)	18,791 (4,156)	48,410 (9,192)
4	4,036 (459)	7,624 (1,114)	8,681 (1,433)	9,586 (1,792)	19,147 (3,955)	49,074 (8,753)
5	3,963 (411)	7,823 (1,053)	8,732 (1,351)	9,657 (1,690)	19,379 (3,791)	49,554 (8,296)

※地域型保育事業については含まない

※（ ）内は公立保育所再掲

表9－4 保育所等利用者負担額階層別分布

(各年度3月1日)

区分	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	人	人	人	人	人
A階層	624 (198)	556 (190)	504 (175)	529 (170)	534 (188)
B階層	4,758 (1,851)	4,423 (1,722)	4,406 (1,700)	4,168 (1,594)	4,076 (1,673)
C階層	1				
	2	1,765 (716)	1,697 (692)	1,761 (697)	1,654 (659)
	3				
	4				
	5				
	6	4,884 (2,190)	4,766 (2,216)	5,178 (2,530)	4,927 (2,344)
	7				
	8				
	9	6,676 (3,171)	6,511 (3,073)	6,966 (3,340)	6,711 (3,338)
	10				
	11	18,555 (8,051)	19,504 (8,531)	19,661 (8,470)	20,216 (8,768)
	12				
	13				
	14	5,570 (1,791)	6,184 (2,014)	6,084 (1,840)	6,607 (2,074)
	15				
	16	3,562 (1,148)	3,861 (1,290)	3,850 (1,265)	4,262 (1,399)
計	46,394 (19,116)	47,502 (19,728)	48,410 (20,017)	49,074 (20,346)	49,554 (20,518)

※地域型保育事業については含まない

※（ ）内は3歳未満児再掲

表 9－5 小規模保育事業 (各年度3月1日)

年度	事業所 数	利用 児童数	年齢別内訳		
			0歳	1歳	2歳
	か所	人	人	人	人
元	161	2,412	468	1,051	893
2	168	2,539	610	1,063	866
3	178	2,640	578	1,151	911
4	179	2,592	580	1,090	922
5	177	2,602	570	1,131	901

表 9－6 家庭の保育事業 (各年度3月1日)

年度	事業所 数	利用 児童数	年齢別内訳		
			0歳	1歳	2歳
	か所	人	人	人	人
元	20	98	25	37	36
2	20	98	20	38	40
3	19	92	20	43	29
4	19	93	25	30	38
5	17	85	18	37	30

表 9－7 事業所内保育事業 (各年度3月1日)

年度	事業所 数	利用 児童数	年齢別内訳		
			0歳	1歳	2歳
	か所	人	人	人	人
元	6	97	31	42	24
2	7	98	39	32	27
3	8	117	44	47	26
4	10	123	48	37	38
5	11	144	52	62	30

表 9－8 私立幼稚園における預かり保育拡充事業（各年度3月1日）

年度	施設数	現在員
	か所	人
元	17	382
2	18	553
3	17	693
4	18	738
5	18	786

※現在員は登録数

表 9－9 延長保育事業

年度	施設数			利用件数		
	公立	民間	計	公立	民間	計
	か所	か所	か所	件	件	件
元	83	337	420	65,952	320,141	386,093
2	82	362	444	45,423	254,005	299,428
3	78	385	463	38,925	267,593	306,518
4	75	408	483	35,911	257,022	292,933
5	72	421	493	31,408	251,761	283,169

表 9－10 夜間保育事業（各年度3月1日）

年度	施設数	利用 児童数	年齢別内訳			
			0歳	1歳	2歳	3歳以上
	か所	人	人	人	人	人
元	4	81	12	17	16	36
2	4	76	13	12	14	37
3	4	73	12	10	12	39
4	4	78	13	11	11	43
5	4	76	10	15	14	37

表 9－1 1 休日保育事業

年度	施設数			利用件数		
	公立	民間	計	公立	民間	計
	か所	か所	か所	件	件	件
元	3	13	16	1,628	8,049	9,677
2	3	13	16	1,071	6,814	7,885
3	3	13	16	1,181	7,134	8,315
4	3	13	16	1,288	7,356	8,644
5	3	13	16	1,203	7,400	8,603

表 9－1 2 産休あけ保育 (各年度5月1日)

年度	施設数			現在員		
	公立	民間	計	公立	民間	計
	か所	か所	か所	人	人	人
元	16	195	211	46	365	411
2	16	198	214	29	357	386
3	16	220	236	28	371	399
4	16	224	240	19	339	358
5	16	239	255	25	352	377

表 9－1 3 障害児保育 (各年度3月1日)

年度	施設数			現在員		
	公立	民間	計	公立	民間	計
	か所	か所	か所	人	人	人
元	101	282	383	728	1,073	1,801
2	99	307	406	751	1,176	1,927
3	95	354	449	739	1,373	2,112
4	90	368	458	779	1,516	2,295
5	87	397	484	813	1,701	2,514

表 9－1 4 産休あけ・育休あけ保育所等入所予約事業

年度	施設数			事業実績		
	公立	民間	計	産休あけ	育休あけ	計
	か所	か所	か所	人	人	人
元	7	99	106	3	538	541
2	7	103	110	6	535	541
3	7	104	111	7	546	553
4	7	106	113	7	559	566
5	7	106	113	4	558	562

表 9－1 5 一時保育事業

年度	施設数			利用件数		
	公立	民間	計	公立	民間	計
	か所	か所	か所	件	件	件
元	101 (97)	57	158 (97)	8,464 (3,692)	49,494	57,958 (3,692)
2	99 (95)	58	157 (95)	6,227 (2,637)	38,121	44,348 (2,637)
3	95 (91)	58	153 (91)	6,404 (2,831)	37,944	44,348 (2,831)
4	90 (86)	62	152 (86)	6,435 (2,855)	40,401	46,836 (2,855)
5	87 (83)	65	152 (83)	6,692 (3,085)	44,213	50,905 (3,085)

※ () 内は、リフレッシュ預かり保育事業再掲

表 9－1 6 一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）

年度	施設数	利用件数		
		平日	休日	計
	か所	件	件	件
元	73	116,423 (9,022)	934	117,357
2	80	124,000 (10,152)	1,227	125,227
3	82	129,081 (11,879)	1,382	130,463
4	83	132,968 (11,932)	1,391	134,359
5	99	159,962 (13,781)	1,521	161,483

※ () 内は、長期休業日の利用件数再掲

表 9－17 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）

年度	施設数	利用件数
	か所	件
元	5	754
2	7	2,248
3	6	6,444
4	6	5,713
5	6	6,781

※令和元年10月より事業開始

表 9－18 24時間緊急一時保育事業

年度	施設数	利用件数
	か所	件
元	2	997
2	2	846
3	2	1,018
4	2	1,129
5	2	1,231

表 9－19 病児・病後児デイケア事業

年度	施設数	事業実績
	か所	人
元	22	17,094
2	23	5,327
3	23	12,036
4	23	12,937
5	23	17,730

※令和5年度は休止施設1か所を含む

表 9－2 0 子育て支援施設等利用給付

年度	支給件数
	件
元	16,205
2	51,752
3	61,995
4	63,258
5	66,282

※令和元年10月より事業開始

表 9－2 1 地域子育て支援センター事業

年度	施設数			事業実績			
	公立	民間	計	相談	子育て親子の 交流の場の 提供と交流の 促進	講座等	地域支援 活動
	か所	か所	か所	件	人	人	人
元	19	33	52	14,324	133,984	42,414	55,321
2	19	33	52	13,056	80,597	1,675	4,016
3	19	31	50	8,408	77,585	7,243	1,978
4	19	31	50	9,221	84,144	12,237	10,471
5	18	32	50	10,499	103,565	21,659	30,323

表 9－2 2 エリア支援保育所事業

年度	施設数	事業実績					
		研修等		家庭訪問	職員派遣		子育て相談
	か所	回	人	件	回	人	件
元	29	154	2,615	737	3,555	3,660	2,820
2	35	0	0	453	883	1,043	342
3	42	0	0	389	1,346	1,618	413
4	47	21	338	620	3,221	3,774	337
5	53	63	1,899	303	4,708	5,970	250

10 子ども・親総合支援

表10-1 子どもライフキャリアサポートモデル事業

年度・区分	個別面談				出前 授業	保護者 向け 講演会	教職員に 対する 研修・ 情報提供
	児童生徒		保護者				
	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数			
	人	人	人	人	件	件	件
元	212	332	33	43	91	3	60
2	196	311	27	36	280	0	276
3	391	457	22	24	585	10	348

※令和4年4月より教育委員会所管「キャリアサポート事業」に移管・統合

表10-2 家庭訪問型相談支援事業

年度	相談 件数			
		小学生	中学生	高校生世代等
	件	件	件	件
元	587	193	230	164
2	765	271	308	186
3	750	274	317	159
4	720	258	291	171
5	766	269	307	190

※令和3年8月までは家庭訪問型相談支援モデル事業として実施

表 10-3 子どもの権利擁護機関

年度	初回 相談 件数	延べ 相談 件数						
				未就学児	小学生	中学生	高校生 以上の 年齢	不明
	件	件	相談の対象と なる子どもの 学齢別内訳 (初回相談)	件	件	件	件	件
元	65	352		5	34	13	9	4
2	314	2,242		20	159	63	52	20
3	372	2,498		17	161	79	78	37
4	460	2,067		18	214	98	77	53
5	418	2,922		28	171	85	88	46

※延べ相談件数には、相談等を受けての関係者・関係機関とのやり取り等も含む。

※令和元年度は開設した1/14～3/31までの件数

11 ひとり親家庭等への支援

表 11-1 母子・父子自立支援員による相談

年度	相談 回数					
		生活一般	就労	児童	母子父子寡 婦福祉資金	その他
	回	回	回	回	回	回
元	17,656	1,369	2,301	1,637	11,518	831
2	17,706	1,400	2,386	1,384	11,650	886
3	14,350	1,511	1,494	1,181	9,609	555
4	14,256	1,384	1,120	1,407	9,742	603
5	11,894	924	918	1,178	8,413	461

表 11-2 ひとり親家庭応援専門員による相談

年度	相談 回数					
		生活一般	就労	児童	母子父子寡 婦福祉資金	その他
	回	回	回	回	回	回
元	9,724	2,454	3,067	2,438	635	1,130
2	11,044	2,785	3,843	2,441	406	1,569
3	13,571	2,541	6,126	2,325	686	1,893
4	11,790	1,882	5,625	1,925	557	1,801
5	10,348	1,353	4,943	1,568	702	1,782

表 1 1 - 3 母子福祉資金貸付金

資金種別	元年度		2年度		3年度		4年度		5年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円
事業開始	-	-	-	-	1	2,500	2	3,640	1	2,000
事業継続	-	-	-	-	-	-	1	1,500	1	1,630
修学	1,008	723,683	847	606,500	713	515,845	626	463,543	532	399,319
技能習得	8	3,003	2	434	12	5,568	8	3,269	8	3,586
修業	9	4,295	6	2,974	12	4,005	6	2,861	6	4,064
就職支度	3	530	2	430	1	330	-	-	1	105
医療介護	-	-	-	-	-	-	-	-	1	93
生活	28	9,466	25	7,997	12	2,872	27	10,107	21	5,722
住宅	4	1,115	4	2,140	6	4,159	9	5,722	4	1,513
転宅	30	7,035	40	9,048	18	4,100	18	4,354	23	5,353
就学支度	333	148,770	325	143,924	299	138,883	284	123,031	261	123,115
結婚	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	1,423	897,897	1,251	773,447	1,074	678,262	981	618,027	859	546,500

表 1 1 - 4 母子福祉資金貸付金償還

年度	事業収入		
	調定額	収入額	償還率
	円	円	%
元	1,483,871,710	856,151,911	57.7
2	1,513,949,307	896,620,571	59.2
3	1,508,943,517	910,269,305	60.3
4	1,475,350,493	874,509,434	59.3
5	1,429,975,312	827,390,118	57.9

表 1 1－5 父子福祉資金貸付金

資金種別	元年度		2年度		3年度		4年度		5年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円
事業開始	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
事業継続	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
修学	44	31,988	44	29,738	35	29,280	31	26,922	28	26,511
技能習得	1	740	－	－	－	－	－	－	－	－
修業	－	－	－	－	－	－	－	－	1	320
就職支度	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
医療介護	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
生活	4	1,185	4	900	2	945	1	210	2	429
住宅	1	415	－	－	－	－	－	－	－	－
転宅	1	260	1	260	－	－	1	192	1	260
就学支度	24	10,292	21	8,665	16	6,133	15	7,200	14	6,053
結婚	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
計	75	44,880	70	39,563	53	36,358	48	34,524	46	33,573

表 1 1－6 父子福祉資金貸付金償還

年度	事業収入		
	調定額	収入額	償還率
	円	円	%
元	8,620,195	5,216,589	60.5
2	12,512,720	9,235,984	73.8
3	20,093,189	15,081,560	75.1
4	23,497,637	17,287,806	73.6
5	30,523,811	21,586,079	70.7

表 1 1－7 寡婦福祉資金貸付金

資金種別	元年度		2年度		3年度		4年度		5年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円
事業開始	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業継続	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
修学	42	29,611	33	25,716	29	25,521	23	15,910	27	20,007
技能習得	-	-	-	-	-	-	1	330	-	-
修業	1	316	3	1,946	1	816	1	816	1	816
就職支度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療介護	-	-	-	-	-	-	1	142	1	84
生活	1	103	2	735	-	-	-	-	3	972
住宅	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
転宅	-	-	2	520	3	655	-	-	1	260
就学支度	3	1,452	6	3,298	3	1,713	3	1,580	1	520
結婚	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	47	31,482	46	32,215	36	28,705	29	18,778	34	22,659

表 1 1－8 寡婦福祉資金貸付金償還

年度	事業収入		
	調定額	収入額	償還率
	円	円	%
元	70,356,742	46,020,372	65.4
2	72,619,219	46,611,205	64.2
3	75,879,393	49,740,664	65.6
4	71,241,746	44,704,307	62.8
5	68,947,662	42,081,292	61.0

表 1 1 - 9 名古屋市寡夫福祉資金貸付金

資金種別	4年度		5年度	
	件数	金額	件数	金額
	件	千円	件	千円
事業開始	-	-	-	-
事業継続	-	-	-	-
修 学	-	-	1	1, 125
技能習得	-	-	-	-
修 業	-	-	-	-
就職支度	-	-	-	-
医療介護	-	-	-	-
生 活	-	-	-	-
住 宅	-	-	-	-
転 宅	-	-	-	-
就学支度	2	1, 160	-	-
結 婚	-	-	-	-
計	2	1, 160	1	1, 125

※令和5年1月より事業開始

表 1 1 - 1 0 母子家庭等自立支援センター事業

年度	無料職業紹介事業			講習会		相談事業		
	求職 登録者数	紹介 件数	就職 人数	実施 回数	承認 者数	法律 相談	養育費 相談	就業 相談
	人	件	人	回	人	件	件	件
元	350	153	52	57	583	72	762	331
2	342	132	38	42	614	81	967	254
3	300	104	37	61	546	99	1,004	272
4	255	130	27	61	501	82	860	298
5	301	93	27	64	441	159	1,423	399

表 1 1 - 1 1 自立支援教育訓練給付金

年度	件数	金額
	件	円
元	53	2,790,299
2	36	2,433,698
3	40	2,958,639
4	44	4,475,707
5	29	1,918,151

表 1 1 - 1 2 高等職業訓練促進給付金

年度	人数	金額
	人	円
元	105 (32)	84,976,500
2	98 (28)	94,009,500
3	135 (69)	104,133,500
4	165 (67)	140,944,000
5	182 (75)	149,804,000

※ () 内は新規受給者数

表 1 1 - 1 3 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

年度	講座指定件数	支給件数			金額
		受講開始時給付金	受講修了時給付金	合格時給付金	
	件	件	件	件	円
元	0	—	0	0	0
2	0	—	0	0	0
3	1	—	1	1	150,000
4	2	1	4	2	444,486
5	3	3	4	2	463,246

※受講開始時給付金は令和4年4月開始

表 1 1 - 1 4 児童手当

(各年度末)

年度	受給者数	児童数	年間支給額	備 考
	人	人	千円	
元	175,208	281,032	33,893,780	対象児童：中学校修了前まで
2	173,427	277,870	33,498,710	3歳～小学校修了前
3	171,559	274,790	32,952,030	第1・2子 第3子以降 月10,000円 月15,000円
4	153,935	245,562	31,376,710	中学生 月10,000円
5	150,075	238,866	29,982,055	所得制限対象者 月 5,000円
				所得上限対象者 支給無し

※所得上限は令和4年6月分から開始

表 1 1 - 1 5 児童扶養手当

(各年度末)

年度	受給者数	児童数	年間支給額
	人	人	円
元	15,858	24,008	9,851,234,688
2	15,452	23,426	7,586,586,640
3	15,124	22,801	7,355,461,880
4	14,552	21,912	7,060,456,900
5	14,217	21,450	6,976,358,810

表 1 1 - 1 6 ひとり親家庭手当

(各年度末)

年度	受給者数	児童数	年間支給額
	人	人	円
元	4,956	7,952	468,855,000
2	4,783	7,696	494,117,500
3	4,558	7,270	469,203,500
4	4,281	6,824	435,990,000
5	4,184	6,687	423,082,500

表 1 1 - 1 7 ひとり親家庭等生活支援事業

年度	生活援助			子育て支援		
	利用実世帯数	利用延日数	利用延時間数	利用実世帯数	利用延日数	利用延時間数
	世帯	日	時間	世帯	日	時間
元	71	3,363	5,433	14	157	983
2	78	4,308	7,408	8	68	494
3	91	4,435	8,100	9	61	673
4	77	3,591	6,790	5	148	1,642
5	97	3,812	6,989	12	181	2,011

表 1 1 - 1 8 中学生の学習支援事業

年度	参加児童数
	人
元	1,423 (1,067)
2	1,344 (1,038)
3	1,347 (1,038)
4	1,302 (1,016)
5	1,254 (961)

※「参加児童数」のうちひとり親家庭の人数を（ ）内に再掲

表 1 1 - 1 9 高校生世代への学習・相談支援事業

年度	参加児童数
	人
元	485 (271)
2	501 (376)
3	501 (381)
4	524 (409)
5	502 (402)

※「参加児童数」のうちひとり親家庭の人数を（ ）内に再掲

表 1 1 - 2 0 ひとり親家庭休養ホーム事業

年度	宿泊施設 利用者数	日帰り施設 利用者数	計	備考
	人	人	人	
元	416	1,391	1,807	・ 宿泊施設 補助限度額 9,800円 ・ 日帰り施設 補助限度額 3,200円
2	276	1,448	1,724	
3	304	1,373	1,677	
4	324	1,709	2,033	
5	315	1,773	2,088	

表 1 1 - 2 1 福祉向け市営住宅（ひとり親世帯向け）

年度	申込世帯数 (A)	募集戸数			倍率 (A)／(B)
		新築	空家	計(B)	
	世帯	戸	戸	戸	
元	234	0	60	60	3.9
2	211	0	55	55	3.8
3	186	0	64	64	2.9
4	134	0	64	64	2.1
5	153	0	60	60	2.6

表 1 1 - 2 2 上下水道料金の軽減

年度	対象世帯数	
	水道料金	下水道料金
	世帯	世帯
元	10,420	10,348
2	10,386	10,311
3	10,205	10,143
4	10,075	10,013
5	10,449	10,389

表 1 1 - 2 3 ひとり親家庭の子どもの居場所づくり事業

年度	実施か所数	延参加人数
	か所	人
元	4	1,007
2	4	837
3	4	882
4	4	1,387
5	4	1,666

※令和元年度まではひとり親家庭の子どもの居場所づくりモデル事業として実施

表 1 1 - 2 4 ひとり親家庭の文化・スポーツ交流事業

年度	開催回数	参加世帯数
	回	世帯
元	3	159
2	4	150
3	5	181
4	5	214
5	5	192

表 1 1 - 2 5 ひとり親家庭市有施設
優待利用事業

年度	利用者数
	人
元	2,432
2	2,545
3	3,646
4	4,145
5	4,051

表 1 1 - 2 6 養育費に関する公正証書
作成費等補助事業

年度	補助件数
	件
3	35
4	85
5	108

※令和3年7月より事業開始

表 1 1 - 2 7 養育費保証料補助

年度	補助件数
	件
5	1

※令和5年6月より事業開始

表 1 1 - 2 8 ひとり親家庭職業体験事業

年度	開催回数	参加世帯数
	回	世帯
5	5	67

※令和5年8月より事業開始

表 1 1 - 2 9 子ども食堂等への運営支援

年度	補助金交付件数		備考
	①②いずれかを実施 上限100,000円	①～③の複数を実施 上限200,000円	
5	45 件	15 件	①子ども食堂 ②学習支援 ③その他子どもの居場所として資する事業

※令和5年6月より事業開始

12 子ども・若者への支援

表12-1 子ども会活動

(各年度末)

年度 区分	子ども会数	子ども会員数	1子ども会当り 会員数
	団体	人	人
元	1,916	56,994	30
2	1,813	53,273	29
3	1,722	48,276	28
4	1,618	43,864	27
5	1,501	39,860	27
千種	83	2,343	28
東	66	1,794	27
北	98	2,862	29
西	110	3,578	33
中村	186	4,953	27
中	50	811	16
昭和	125	2,764	22
瑞穂	88	2,573	29
熱田	78	1,758	23
中川	90	2,639	29
港	85	2,689	32
南	163	4,060	25
守山	28	636	23
緑	87	2,464	28
名東	105	2,514	24
天白	59	1,422	24

表 1 2 - 2 児童館利用者数

年度 区分	館内 あそび	団体利用	館内行事	館外行事	クラブ 活動	留守家庭児 童健全育成 事業	計
	人	人	人	人	人	人	人
元	328,864	13,013	99,028	27,598	63,264	41,543	573,310
2	142,064	5,884	45,153	9,186	25,487	38,289	266,063
3	202,662	5,699	58,552	11,671	32,583	38,261	349,428
4	233,411	6,456	73,904	15,333	36,898	33,778	399,780
5	292,773	7,214	78,967	19,632	37,628	31,852	468,066
千種	30,149	1,107	8,131	1,241	6,619	3,387	50,634
高岳	17,366	332	1,558	1,081	2,439	1,005	23,781
上飯田	17,295	78	4,920	1,384	2,113	2,220	28,010
西	15,707	55	5,546	1,203	2,011	4,521	29,043
中村	14,779	306	3,265	233	1,053	0	19,636
前津	13,771	200	4,207	1,690	3,978	4,688	28,534
白金	16,362	878	3,906	1,311	2,517	4,436	29,410
瑞穂	26,644	623	5,798	401	1,950	4,603	40,019
熱田	22,072	607	3,259	297	732	—	26,967
中川	17,376	10	5,065	1,541	537	715	25,244
港	7,692	84	2,479	531	1,192	—	11,978
南	11,663	517	4,838	454	1,246	0	18,718
守山	29,556	1,037	7,139	994	3,999	481	43,206
緑	20,214	101	8,108	5,100	487	0	34,010
名東	25,297	740	5,243	767	4,639	5,796	42,482
天白	6,830	539	5,505	1,404	2,116	—	16,394

表 1 2 - 3 とだがわこどもランド利用者数

年度	館内利用者数						
		創造の 部屋 (児童)	創造の 部屋 (幼児)	調理の 部屋	多目的室	ホール	その他
	人	人	人	人	人	人	人
元	319,178	8,959	7,072	6,584	11,291	47,703	237,569
2	242,040	4,184	4,126	2,155	5,437	11,736	214,402
3	259,992	5,689	7,284	1,344	6,726	11,784	227,165
4	274,206	6,064	7,900	3,023	6,962	21,669	228,588
5	261,247	6,601	12,021	1,911	3,621	21,241	215,852

年度	館外利用者数			
		サイクル モノレール	足踏み式 ゴーカート	その他
	人	人	人	人
元	222,912	98,573	41,326	83,013
2	153,630	72,319	29,667	51,644
3	172,478	93,222	38,189	41,067
4	184,974	97,006	37,603	50,365
5	176,273	91,602	36,247	48,424

表 1 2 - 4 子ども・若者総合相談センター

年度	面接相談		訪問相談（再掲）		他支援機関等へ つないだ人数
	実数	延件数	実数	延件数	
	人	件	人	件	人
元	790	5,756	355	1,715	187
2	966	7,039	521	2,825	261
3	1,041	7,633	571	3,164	259
4	1,001	7,066	526	2,807	240
5	1,028	7,058	508	2,583	227

表 1 2 - 5 若者自立支援ステップアップ事業

年度	電話 相談 件数	事業 参加者 実数	延実施者数		
			カウンセ リング	居場所 提供	自立 支援
	件	人	人	人	人
元	795	181	1,132	3,577	448
2	793	194	743	2,805	290
3	776	231	899	3,822	343
4	1,196	189	1,100	3,461	787
5	1,191	174	1,164	3,382	806

表 1 2 - 6 若者自立支援ジャンプアップ事業

年度	相談事業		社会体験支援事業	
	個別相談件数 臨床 心理士	保護者 勉強会 参加者数	協力事業 者登録数	延べ体験 利用者数
	件	人	社	人
元	178	88	85	102
2	90	51	93	29
3	109	49	93	43
4	110	59	95	52
5	124	55	95	80

[参考]厚生労働省 地域若者サポートステーション事業（なごや若者サポートステーション実績）

年度	新規 登録者数	総利用者数	総相談件数	セミナー 参加者数	進路決定者数	
						うち就職者数
	人	人	件	人	人	人
元	201	6,564	3,438	2,347	178	135
2	142	4,153	2,636	1,052	79	48
3	192	4,445	2,834	972	90	50
4	138	4,497	2,856	1,051	88	57
5	135	4,463	2,295	1,800	92	65

※就職者数には、週20時間未満の就労に就いた者は含まない。

表 1 2 - 7 若者・企業リンクサポート事業

年度	新規 利用者 実数	延支援件数				企業相談 延件数	就職者数
		面談 件数	企業訪問 件数	同行支援 件数	支援機関 連携件数		
	人	件	件	件	件	件	人
元	121	702	18	95	151	23	15
2	108	1,957	345	287	390	45	63
3	158	2,725	376	378	903	117	76
4	135	2,617	230	344	733	131	65
5	201	3,704	455	522	1,002	131	98

※令和元年10月より事業開始

表 1 2 - 8 青少年交流プラザ利用者数

年度	部屋利用者数	オープンスペース 利用者数	合 計
	人	人	人
元	82,272	55,939	138,211
2	36,620	27,685	64,305
3	13,109	10,256	23,365
4	65,714	48,767	114,481
5	76,783	68,021	144,804

※天井等落下防止対策工事のため令和3年4月から令和3年12月まで休館

表 1 2 - 9 青少年宿泊センター利用者数

年度	宿泊者数	研修室利用者数	オープンスペース 利用者数	合計
	人	人	人	人
元	10,262	78,339	—	88,601
2	1,160	27,448	—	28,608
3	1,630	32,080	—	33,710
4	3,454	40,139	—	43,593
5	7,322	50,836	2,499	60,657

表 1 2 - 1 0 少年指導員による学職別街頭補導者数

年度	小学生	中学生	高校生	大学生	その他 学生	有職	無職	合計
	人	人	人	人	人	人	人	人
元	127	1,337	4,201	219	578	35	8	6,505
2	53	412	2,349	83	355	10	5	3,267
3	70	765	2,633	164	704	12	3	4,351
4	197	1,095	3,023	238	619	34	12	5,218
5	229	1,309	3,308	305	690	27	9	5,877

13 放課後施策

表13-1 トワイライトスクール及びトワイライトルーム

年度	トワイライトスクール		トワイライトルーム	
	実施校数	参加児童数	実施校数	参加児童数
	校	人	校	人
元	213	2,107,994	48	684,053
2	212	1,367,688	49	469,489
3	211	1,530,022	51	543,225
4	209	1,709,374	53	630,966
5	208	2,020,418	53	742,270

表 1 3 - 2 留守家庭児童健全育成事業

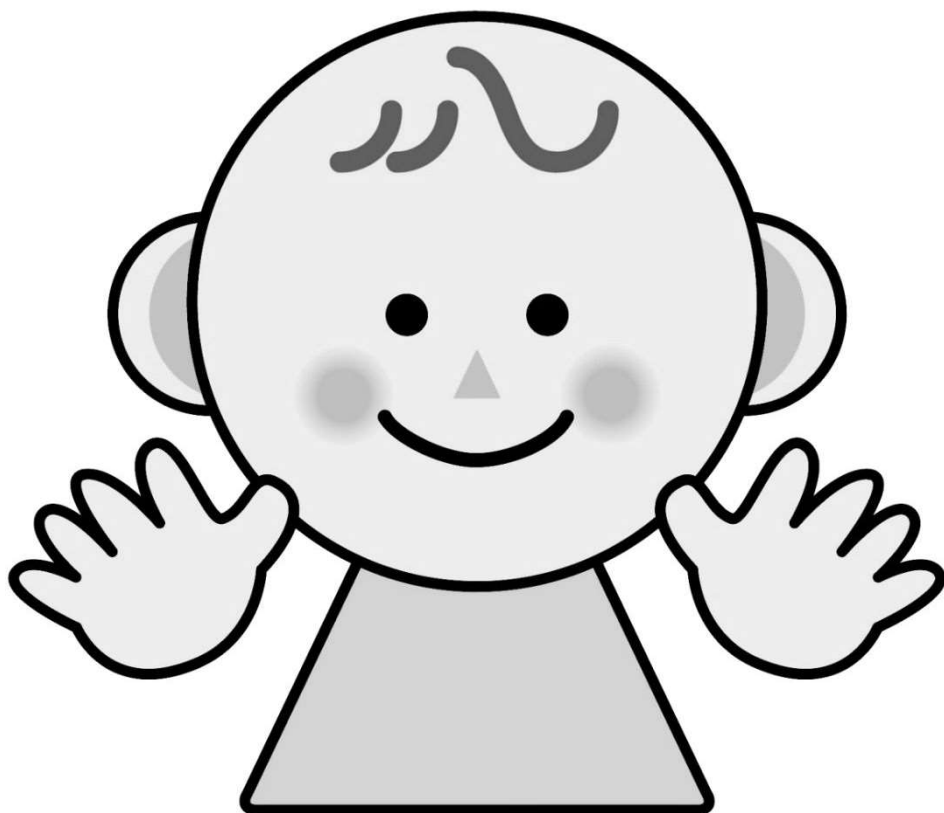
(各年度3月1日)

年度	児童館		児童専用室		民間物件		集会所		その他		計	
区分	施設数	登 録 児童数	施設数	登 録 児童数	施設数	登 録 児童数	施設数	登 録 児童数	施設数	登 録 児童数	施設数	登 録 児童数
	か所	人	か所	人	か所	人	か所	人	か所	人	か所	人
元	14	227	122	3,884	48	1,630	2	81	4	200	190	6,022
2	14	231	127	3,933	48	1,562	2	80	5	198	196	6,004
3	14	225	126	3,828	55	1,754	2	75	5	203	202	6,085
4	14	192	123	3,752	63	1,832	3	109	6	227	209	6,112
5	13	181	121	3,618	72	2,026	3	91	8	308	217	6,224
千種	1	24	5	124	10	264	2	56	1	54	19	522
東	1	6	5	135	1	20	0	0	0	0	7	161
北	1	15	8	234	3	73	1	35	0	0	13	357
西	1	27	4	159	4	144	0	0	1	50	10	380
中村	1	0	6	172	1	27	0	0	0	0	8	199
中	1	28	0	0	1	44	0	0	1	35	3	107
昭和	1	21	3	96	10	337	0	0	0	0	14	454
瑞穂	1	28	8	231	4	111	0	0	2	52	15	422
熱田	0	0	2	49	3	64	0	0	1	38	6	151
中川	1	0	10	248	3	102	0	0	0	0	14	350
港	0	0	5	176	1	20	0	0	0	0	6	196
南	1	0	2	68	1	29	0	0	2	79	6	176
守山	1	2	16	467	2	37	0	0	0	0	19	506
緑	1	0	16	520	18	509	0	0	0	0	35	1,029
名東	1	30	12	367	5	131	0	0	0	0	18	528
天白	0	0	19	572	5	114	0	0	0	0	24	686

名古屋市子ども青少年局事業概要
(令和6年度版)

編集・発行 名古屋市子ども青少年局企画経理課
電話番号 052-972-3081
FAX番号 052-972-4437
発行部数 400部
発行 令和6年9月

この冊子の本文は古紙パルプを含む再生紙を使用しています。



なごや子どもの権利条例

マスコットキャラクター

『なごっち』